

点検評価ポートフォリオ

埼玉県立大学

2025 年 5 月

はじめに

1990年代、埼玉県は他県に比べ、高齢化が急激に進展すると予想され、高齢者の保健・医療・福祉を担う人材の育成が喫緊の課題とされていた。そのような中、1992年、埼玉県の「県立看護婦養成施設設置検討委員会」が、保健医療人材の教育・養成の中核となる「県立看護系大学」の設置を求める報告書を取りまとめた。1994年に埼玉県が策定した「埼玉県5か年計画」では、この報告書を踏まえ、「県立看護・福祉系大学の設置」が重点施策として位置付けられた。

本学は、1999年、埼玉県越谷市に設置された。本学の学部は、創設以来、「保健医療福祉学部」のみであり、全国で初めて保健医療と福祉を1つの学部統合した大学であった。学部には看護学科、理学療法学科、作業療法学科、社会福祉学科が置かれ、専門職の連携とケアの統合を実践できる人材の育成を目指した教育がスタートした。

2006年には、埼玉県立衛生短期大学部を統合し、健康開発学科（健康行動科学専攻・検査技術科学専攻・口腔保健科学専攻）を設置するとともに、2009年には大学院修士課程を設置するなど、着実に体制の整備を進めていった。

2010年には、大学トップがリーダーシップを発揮し、迅速な意思決定を行うとともに、運営の効率化・透明化、地域貢献活動の拡充など県民のための大学を目指す観点から、地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人化を行った。

2014年には社会福祉学科を社会福祉子ども学科（社会福祉学専攻・福祉子ども学専攻）に改組し、2015年には大学院博士後期課程を設置（同時に修士課程を博士前期課程に改称）した。また、2015年、全学に共通する業務を統一的に実施するためのセンター組織の一つとして、研究開発センターを設置した。この結果、名実ともに教育と研究の両輪が揃ったことから、これを契機として、本学の基本理念（陶冶・進取・創発）を制定した。

最近の改革としては、2024年、センター組織について、それぞれの機能を効果的に発揮させるため業務内容や体制の見直しを行うとともに、本学の特色である専門職連携教育の発展と強化を図るため「専門職連携教育研修センター」を新設した。

また、2025年度からは、高度専門職に対する需要やリスキングのニーズへの対応、情報分野の強化等を目的として大学院・学部改革に取り組んでいる。大学院では、定員の拡大、学部・博士前期課程一貫教育コースの設置等、学部では健康行動科学専攻の健康情報学専攻への改称等を行った。

このように本学は、社会の変化に対応し、公立大学として役割を十分に発揮できるよう、絶えず教育内容や組織体制を見直し、効果的・効率的な業務運営に努めているところである。

さて、本学における認証評価の受審は、今回で4回目である。2018年度に受審した公益財団法人大学基準協会による認証評価では、基準に適合しているとの認定を受けた。ただし、改善課題として、有機的に連携した内部質保証システムの整備、学習成果の効果的な測定及び教育改善への活用等、5項目の指摘があった。これについては、2022年度に改善報告書を提出し、改善の効果が表れているとの評価を受けている。

今回の認証評価は、一般財団法人大学教育質保証・評価センターで受審する予定である。この点検評価ポートフォリオは、それを前提として行った全学的な自己点検・評価の結果を取りまとめたものである。ポートフォリオの作成に当たっては、幹部教職員からなる「自己点検・評価検討会議」で検討するとともに、学内から幅広く意見を聴取した。その過程において、本学の課題やその解決に向けた取組みの必要性について改めて認識することができた。また、ポートフォリオの公表により、本学の現状と課題に対する県民や関係者の理解が一層深まることを期待したい。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教育研究実施組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「学修成果の把握・可視化及び教育改善の取組み」【学修成果】	37
取組み2 「教員の研究活動の支援」【研究環境整備】	38
取組み3 「担任制度等による学習支援や国家試験対策」	39
取組み4 「IRの推進」	40
取組み5 「入試問題の検証・改善」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「専門職連携教育・研修の推進」	45
取組み2 「県内就職の促進」	46
取組み3 「地域に根差した研究プロジェクトの実施」	47
取組み4 「地元自治体、住民等との連携の推進」	48
取組み5 「アントレプレナーシップ教育の推進」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

埼玉県立大学

(2) 所在地

埼玉県越谷市三野宮 820 番地

(大学院サテライトキャンパス:埼玉県さいたま市中央区新都心 1-2 埼玉県立小児医療センター 8F)

(3) 学部等の構成

【学 部】保健医療福祉学部（看護学科、理学療法学科、作業療法学科、社会福祉子ども学科（社会福祉学専攻、福祉子ども学専攻）、健康開発学科（健康情報学専攻、検査技術科学専攻、口腔保健科学専攻））

【研究科】保健医療福祉学研究科（博士前期課程（看護学専修、リハビリテーション学専修、健康福祉科学専修）、博士後期課程）

【その他】学生支援センター、高等教育開発センター、研究開発センター、情報センター、地域連携センター、専門職連携教育研修センター、保健センター

(4) 学生数及び教職員数（2025 年 5 月 1 日現在）

【学生数】保健医療福祉学部 1,632 名 保健医療福祉学研究科 119 名

【教職員数】専任教員 162 名 常勤職員 36 名 非常勤職員 38 名

(5) 理念と特徴

本学は、以下の基本理念を踏まえ、保健医療福祉分野における幅広い高度なサービスに対応できる資質の高い人材の養成や指導的役割が果たせる人材の確保を図るとともに、保健医療福祉に関する教育研究の中核となって地域社会に貢献することとしている。

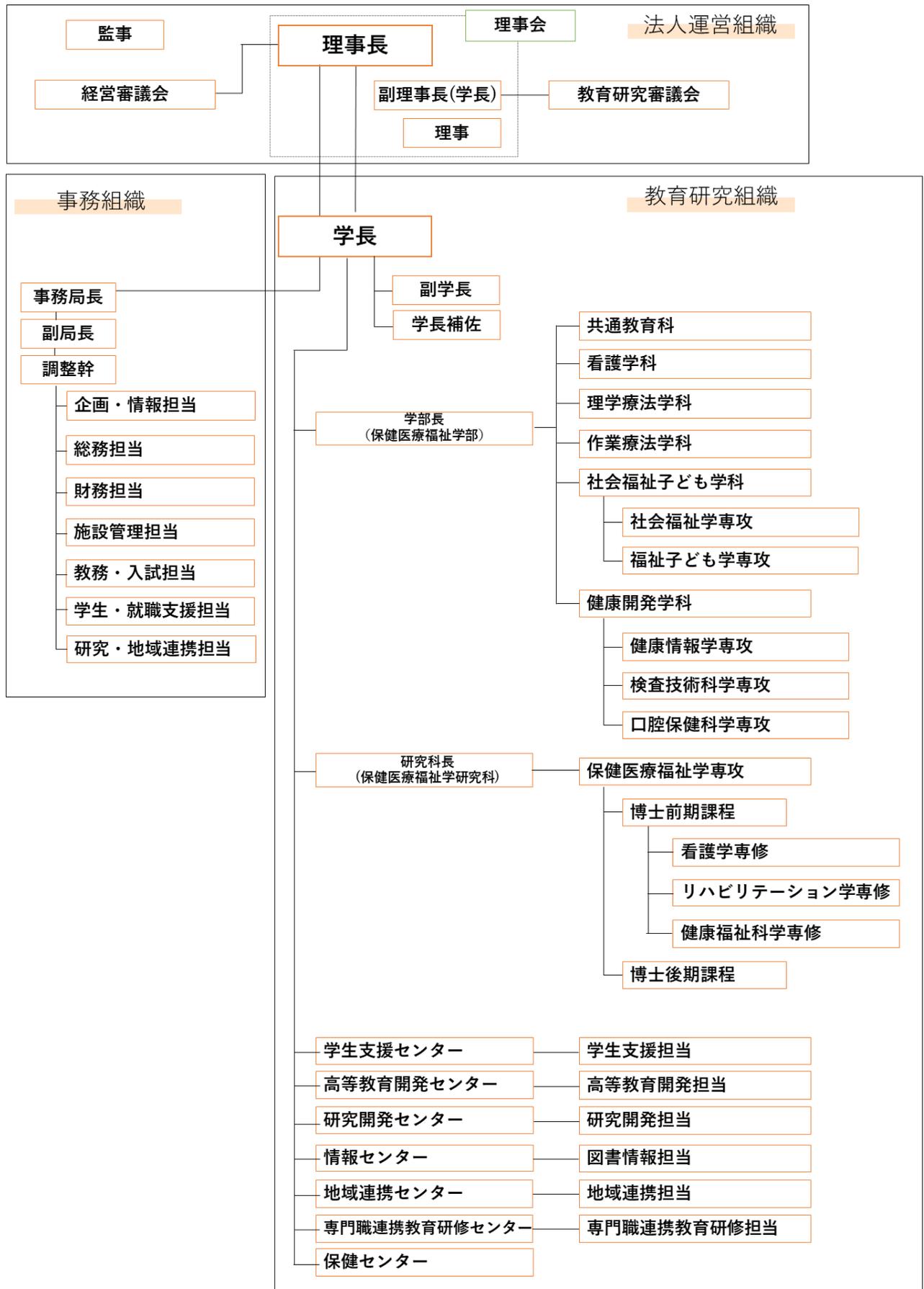
【陶冶】誠実で温かい心と主体性を持ち、多様な価値観を尊重する人間性を磨き高める

【進取】広く先達に学びつつ、未来を志向する教育・研究に取り組む

【創発】多様な連携を通じて、予測を遥かに超える新たな価値を創造する

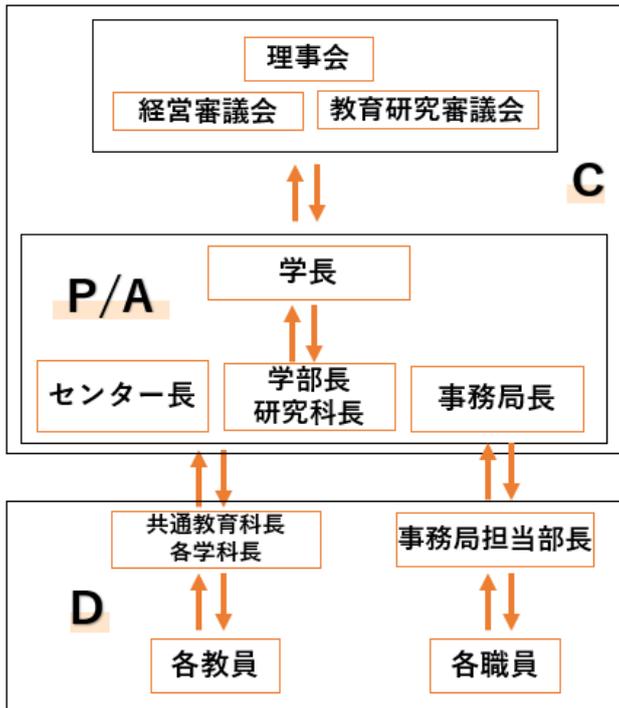
本学の特徴は、まず、埼玉県が設立した大学であるため、県内に保健医療福祉の専門人材を供給することを第一の目的として、地域に密着した教育研究等の活動を行っていることである。また、学部と大学院（博士前期・後期課程）を設置し、保健医療福祉の幅広い分野において基礎教育から高度専門教育に至るまで提供している。さらに、本学の教育の特徴として、開学以来、全国に先駆けて実施してきた「専門職連携教育(IPE:Interprofessional Education)」が挙げられる。これは多様な専門職が連携し、患者や利用者に対し統合的なケアを提供する「専門職連携実践(IPW:Interprofessional Work)」ができる人材を育成するための教育である。2024 年度に「専門職連携教育研修センター」を新設したところであり、学内における IPE の充実、保健医療福祉施設等との連携、IPE の普及啓発等の取組みを推進している。

(6) 大学組織図

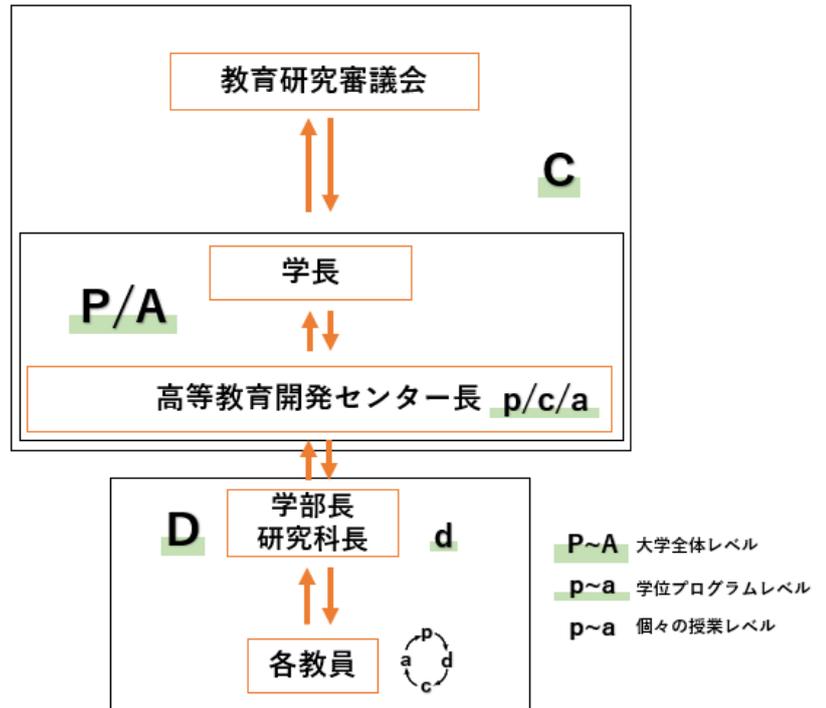


(7) 内部質保証体制図

① 教育を除く内部質保証体制 (PDCA)



② 教育の内部質保証体制 (PDCA)



P~A 大学全体レベル
p~a 学位プログラムレベル
p~a 個々の授業レベル

本学の教育研究等の活動の内部質保証体制は、次のとおりである。

- ① 教育を除く業務については、学長及びその指示を受けたセンター長、学部長・研究科長や事務局長（以下「センター長等」という。）が企画立案を行い、学部の共通教育科、各学科・専攻、研究科及び事務局（以下「各学科等」という。）が実施する。各学科等の結果報告を受け、センター長等が検証を行うとともに、教育研究審議会、経営審議会、理事会等で審議を行う。センター長等は、それらを踏まえ、各学科等に対し改善を指示する。
- ② 教育については、大学全体レベル、学位プログラムレベル及び個々の授業プログラムレベルに分かれるが、概要は次のとおりである（詳細は基準 1_チを参照）。学長及びその指示を受けた高等教育開発センター長が企画立案を行う。高等教育開発センター長から指示を受けた学部長は共通教育科長又は学科長（以下「学科長等」という。）を通じ、研究科長は自ら各教員に指示を行う。各教員はシラバスを作成し、授業評価・学修成果アンケート等に基づき自己点検を行う。学科長等や研究科長はその状況を高等教育開発センターに報告し、高等教育開発センターは、その報告について検証・評価を行うとともに、教育研究審議会等で審議を行う。高等教育開発センター長は、それらを踏まえ、学部長・研究科長に対し改善を指示する。

大学の目的

公立大学法人埼玉県立大学定款

(目的)

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、保健、医療及び福祉の分野における幅広い高度なサービスに対応できる資質の高い人材の養成や指導的役割が果たせる人材の確保を図るとともに、保健、医療及び福祉に関する教育研究の中核となって地域社会に貢献することを目的とする。

埼玉県立大学学則

(目的)

第1条 埼玉県立大学（以下「本学」という。）は、保健、医療及び福祉の高度で専門的な知識及び技術を教授研究し、もって保健医療福祉水準の向上に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、保健医療福祉に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる保健医療福祉の職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって保健医療福祉水準の向上に寄与することを目的とする。

(学部の教育研究上の目的)

第4条 学部は、現代社会を構成する市民としての豊かな教養、確かな倫理観と人間観を基盤に、保健医療福祉分野における専門的な知識と技術とともに多職種との連携と協働に必要な能力をもって、人々の健康と生活を統合的に支え共生社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(研究科の教育研究上の目的)

第5条の2 博士前期課程は、自らの専門分野に関する諸問題に対し、多職種の知識と技術を連関させる学際的な思考を基に実効性・有効性のある解決方法を立案できる能力を有し、職業人、教育者又は研究者として、持続的に人々の健康と生活を支えることができる人材を育成することを目的とする。

2 博士後期課程は、自らの専門分野に関して、多職種の知識と技術を高度に連関させる学際的な思考を基に国際的視野に立脚した先端的研究を推進する能力を有し、研究者、教育者又は職業人として、独創性ある健康科学の理論及び技術を開発できる人材を育成することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 法人及び大学の目的等

法人の目的は、保健、医療及び福祉の分野における幅広い高度なサービスに対応できる資質の高い人材の養成や指導的役割が果たせる人材の確保を図るとともに、保健、医療及び福祉に関する教育研究の中核となって地域社会に貢献することである(定款第1条)。また、大学の目的は、保健、医療及び福祉の高度で専門的な知識及び技術を教授研究し、もって保健医療福祉水準の向上に寄与することである(学則第1条)。

学部の教育研究上の目的は、現代社会を構成する市民としての豊かな教養、確かな倫理観と人間観を基盤に、保健医療福祉分野における専門的な知識と技術とともに多職種との連携と協働に必要な能力をもって、人々の健康と生活を統合的に支え共生社会に貢献できる人材を育成することである(学則第4条)。

2) 教育研究上の組織

教育研究上の組織として、保健医療福祉学部を設置し、その下に看護学科、理学療法学科、作業療法学科、社会福祉子ども学科(社会福祉学専攻・福祉子ども学専攻)、健康開発学科(健康情報学専攻・検査技術科学専攻・口腔保健科学専攻)を設置するとともに(学則第3条)、学生は在籍していないが、教養教育や各学科に共通する教育を行う共通教育科を設置している(学則第6条)。

また、学部・大学院に共通する様々な業務を全学的観点から統一的に実施するとともに、教育研究活動等を支援するため、7つのセンターを設けている(学則第7～9条の3、表1)。センターには、センター長、副センター長(高等教育開発、研究開発)に加え、教員と事務局職員がセンター員として配置され、教職協働により業務を実施している。

【表1】センター一覧

学生支援センター	高等教育開発センター	研究開発センター
情報センター	地域連携センター	専門職連携教育研修センター
保健センター		

3) 入学定員及び収容定員

入学定員及び収容定員は、学科及び専攻ごとに定めている(学則第3条)。入学者選抜における合格者数については、入試委員会及び教授会での審議を経て学長が決定しており、入学者数が入学定員を大きく超える状況又は下回る状況はなく、学生数は収容定員に基づき適正に管理されている(表2)。

【表2】定員及び学生数等(各年5月1日時点)

学科・専攻	入学定員 (収容定員)	入学者数(在籍者数)		
		2023	2024	2025
看護学科	130 (545)	133 (570)	133 (574)	132 (550)
理学療法学科	40 (160)	40 (164)	40 (161)	41 (161)
作業療法学科	40 (160)	40 (164)	41 (167)	42 (162)
社会福祉子ども学科	70 (280)	72 (288)	74 (289)	72 (290)
社会福祉学専攻	50 (200)	52 (208)	54 (209)	52 (210)
福祉子ども学専攻	20 (80)	20 (80)	20 (80)	20 (80)
健康開発学科	115 (460)	116 (469)	119 (474)	118 (469)
健康情報学専攻	45 (180)	46 (184)	47 (187)	47 (186)
検査技術科学専攻	40 (160)	40 (163)	40 (165)	41 (162)
口腔保健科学専攻	30 (120)	30 (122)	32 (122)	30 (121)
学部総計	395 (1605)	401 (1,655)	407 (1,665)	405 (1,632)

4) 名称

大学、学部、共通教育科、学科、専攻及びセンターの名称は、法人及び大学の目的、学部の教育研究上の目的、教育内容、実施業務等に照らし、適当である。

5) 組織名称及び編入学定員の見直し

社会のニーズの変化、大学進学者数の減少、他大学における類似学部の定員増等に対応するため、大学院改革と併せ2025年度から、次のとおり学部改革を実施している。

- ① 保健医療情報教育を強化するため、2025年度から、健康行動科学専攻を健康情報学専攻に改称し、カリキュラムの見直しを行った。
- ② 県内の多くの短大が4年制大学に移行するなど、本学が4年制大学として編入学制度を維持する意義が薄れたため、2025年度から看護学科の編入学定員を縮小(20名強→5名)するとともに、社会福祉学専攻の編入学(若干名)を2023年度までで廃止した。

自己評価結果	以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	社会の状況やニーズの変化等に対応し、教育研究組織や定員の見直しを行っている。
改善を要する点	なし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	定款 ・第1条（目的） 学則 ・第1条（目的） 基本理念
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	【同上】
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	学則 ・第4条（学部の教育研究上の目的）
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	学則 ・第3条（学部、学科及び専攻） ・第6条（共通教育科）
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	【同上】
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	（該当なし）
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	学則 ・第3条（学部、学科及び専攻） 認証評価共通データ
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	定款 ・第1条（目的） ・第2条（名称） 学則 ・第3条（学部、学科及び専攻） ・第4条（学部の教育研究上の目的）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 大学院の目的等

大学院の目的は、保健医療福祉に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる保健医療福祉の職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって保健医療福祉水準の向上に寄与することである(学則第1条)。

また、大学院の教育研究上の目的は、博士前期課程では、自らの専門分野に関する諸問題に対し、多職種の知識と技術を連関させる学際的な思考を基に実効性・有効性のある解決方法を立案できる能力を有し、職業人、教育者又は研究者として、持続的に人々の健康と生活を支えることができる人材を育成することである。博士後期課程では、自らの専門分野に関して、多職種の知識と技術を高度に連関させる学際的な思考を基に国際的視野に立脚した先端的研究を推進する能力を有し、研究者、教育者又は職業人として、独創性ある健康科学の理論及び技術を開発できる人材を育成することである(学則第5条の2)。

2) 教育研究上の組織

大学院には保健医療福祉学研究科を設置し、その下に保健医療福祉学専攻(博士前期・後期課程)を設置している(学則第5条)。博士前期課程には、看護学専修、リハビリテーション学専修及び健康福祉科学専修の3専修を配置している。看護学専修では、人間の尊厳を尊重して、保健・医療・福祉等の多職種と連携しながら、的確に対応できる実践力をもった高度な看護専門職者の育成を行う。がん看護・小児看護・精神看護の分野で、専門看護師教育課程(CNS)の資格を取得することもできる。リハビリテーション学専修では、保健・医療・福祉における幅広い知識・実践力・マネジメント能力の育成に加え、科学的理論に基づく仮説検証能力や研究能力を備えた実践の場で活躍するリーダー教育に主眼をおく。健康福祉科学専修では、社会福祉、健康情報及び検査技術の各専門分野の高度な技術や知識を身につけることにより、包括的な支援能力や高度な課題解決能力を養う。博士後期課程では、看護、リハビリテーション、健康福祉に関する理論と技術開発、システムづくり、人材育成まで統合的な視野で促進し、超高齢社会に貢献できる人材を育成している。

3) 入学定員及び収容定員

入学定員及び収容定員は、博士前期課程及び博士後期課程それぞれについて定められて(学則第5条)おり、合格者数については、学部と同様、大学院入試委員会及び研究科教授会での審議を経て学長が決定している。ここ3年の数値を見ると、入学者数が入学定員の約1.3倍、在籍者数が収容定員の約1.7倍となっている(表)。これは、入学希望者の増加や長期履修制度の活用による在籍者の増加を反映したものである。現時点で教育や研究に必要な教員数や研究設備は確保できているものの、大学院改革による定員拡大を踏まえつつ、適正化を進めているところである。

【表】 定員及び学生数(各年5月1日時点)

研究科	専攻	課程・専修	2023		2024		2025	
			入学定員 (収容定員)	入学者数 (在籍者数)	入学定員 (収容定員)	入学者数 (在籍者数)	入学定員 (収容定員)	入学者数 (在籍者数)
保健医療福祉学研究科	保健医療福祉学専攻	博士前期課程	20 (40)	30 (65)	20 (40)	27 (68)	38 (58)	37 (76)
		看護学専修	/	6 (19)	/	5 (16)	/	15 (28)
		リハビリテーション学専修		16 (34)		13 (32)		11 (26)
		健康福祉科学専修		8 (12)		9 (20)		11 (22)
		博士後期課程		6 (18)		10 (35)		6 (18)
		研究科総計	26 (58)	40 (100)	26 (58)	38 (108)	46 (78)	45 (119)

4) 名称

研究科及び専攻の名称は、大学院の教育研究上の目的、各分野の教育内容等に照らし、適当である。

5) 大学院の改革

医療現場等での高度専門職に対する需要増、リスクリングのニーズの拡大、学生のキャリア形成の多様化等に対応するため、2025年度から大学院改革を実施している。

- ① 博士前期・後期課程の定員の拡大(上述)
- ② 学部・博士前期課程一貫教育コースの設置
成績優秀な学部生を選抜し、研究能力の早期向上を図るため、4年次から大学院科目の履修を可能とする。
- ③ 博士前期・後期課程一貫(研究継続)コースの設置
優秀な研究実績等を挙げた博士前期課程の学生に対し博士後期課程への進学を前提とした一貫した研究指導を行う。
- ④ 養護教諭専修免許状の付与
- ⑤ 保健医療福祉政策プログラム(履修証明プログラム)の創設
医療データの分析方法等、保健医療福祉施策の企画立案に必要な実践的知識・技能を身に付けた人材を育成する。

自己評価結果	以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	社会の状況やニーズの変化等に対応し、大学院の教育内容や定員の見直しを行っている。
改善を要する点	2024年度時点で入学者数及び在籍者数が入学定員及び収容定員を大きく超過しており、大学院改革による定員拡大を踏まえつつ、適正化を進めているところである。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<p>学則 ・第1条（目的）</p>
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<p>学則 ・第5条（大学院） ・第5条の2（研究科の教育研究上の目的）</p>
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	【同上】
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<p>学則 ・第69条（修業年限） ・第70条（在学年限） ・第71条（長期にわたる教育課程の履修）</p>
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。</p>	【同上】
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<p>学則 ・第5条（大学院）</p>
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	【同上】
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	【同上】
⑨	<p>第二十二条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<p>学則 ・第5条（大学院） ・第5条の2（研究科の教育研究上の目的）</p>

□ 教育研究実施組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教員

① 教員の所属、採用・昇任、評価

本学の専任教員は、学部、研究科又は各センターのいずれかに所属することとされているが(組織規則第 19 条)、実際には、ほとんどの教員が学部所属している。

教員の採用は、教員の採用及び昇任の手続きに関する規則等に基づき、公正・中立に行われる。欠員等により教員の採用が必要となる場合、学長は、理事会で議決された当該年度の採用方針を踏まえた上で、理事会に対して募集の発議を行う。理事会での議決後、教員人事委員会(学長、事務局長、幹部教員等で構成)での選考手続きが開始される。採用は、原則公募により行う。教員人事委員会の下に設けられた資格審査会により書類審査が行われた後、教員人事委員会で面接審査が行われる。教員人事委員会は、総合的視点から採用候補者を決定し、学長に推薦する。学長は採用方針との適合性等を確認した上で採用候補者を決定し、理事長に採用の申出を行う。理事長はその申出に基づき、採用候補者を本学教員に任命する。また、教員の昇任は、同規則等に基づき、教員人事委員会の審査を経て行われ、毎年度 2～3 名が上位の職位に昇任している。

また、教員評価規程等に基づく教員評価制度を設け、実施している。教員評価は任期付き教員の再任審査に用いる任期評価と勤勉手当における成績率決定に使用する実績評価の 2 種類があり、評価は教員評価委員会(学長、幹部教員等で構成)での審査を経て公正に決定される。

② 専任教員

現在、学部及びセンターに所属する専任教員の数は、表 1 のとおりである。女性教員比率は 59.0%であり、年齢構成は、20 歳代 1.9%、30 歳代 9.9%、40 歳代 31.1%、50 歳代 39.7%、60 歳代 17.4%となっている。

【表 1】 専任教員数と職位構成(2025 年 5 月 1 日現在)

所 属	取 容 定 員	必 要 な 専 任 教 員 数	教 員 数	うち教授	うち准教授	うち助教	うち助手
保健医療福祉学部	1,605	75	158	49	76	33	0
共通教育科	-	-	18	9	9	0	0
看護学科	545	15	55	13	22	20	0
理学療法学科	160	8	16	5	9	2	0
作業療法学科	160	8	15	4	7	4	0
社会福祉子ども学科	280	12	23	7	13	3	0
健康開発学科	460	11	31	11	16	4	0
各センター	-	-	3	2	1	0	0
合計			161	51	77	33	0

③ 授業科目の担当

主要授業科目の明確な定義や学生への周知については引き続き検討を要するが、国家試験受験資格を得るための科目等については、原則として専任教員が担当している。その数は 507 科目中 479 科目であり、割合としては 94.5%である(2024 年度)。その他の科目も可能な限り専任教員が担当することとしているが、教授すべき内容が多岐にわたるため、一部の科目や時間を非常勤講師が担当している。また、指導補助者として臨地実習教員やティーチング・アシスタントを委嘱し、実習や講義の補助を行っている。

2) 組織

① 教授会

学部には教授会が置かれており(学則第 21 条)、教授会規程に、その運営に関して必要な事項が定められている。教授会は学長及び学部で科目を担当する教授をもって構成するが、必要な場合にはその他の教職員を加えることができる。原則として毎月 1 回開催され、学生の入学、卒業、学位の授与のほか、教育研究に関する重要事項等を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる。

② センター組織及び委員会

基準 1_イで述べたとおり、本学には学部・大学院に共通する様々な業務を全学的観点から統一的に実施するとともに、教育研究活動等を支援するため、7つのセンターが設けられており、教職協働により教育研究等の業務を実施している。

また、教育研究等に関する事項を審議する常設機関として、学長や各センター長等を委員長とする 11 の委員会(組織規則第 21 条)が置かれている。各委員会には、各学科等の教員や事務局の担当部長が参加し、各学科等や事務局の意見を踏まえて審議することにより、学長や各センター長等の補佐を行っている。

③ その他

各学科・専攻には、全教員からなる学科会議や専攻会議が設けられており、教務運営等に関することが議論されている。また、非公式の会議であるが、幹部会議(理事長、学長、事務局長、副学長等で構成)、大学運営連絡会議(幹部教職員で構成)、学科長等会議(学部長、共通教育科長、学科長、専攻長で構成)が定期的に関われている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	なし
改善を要する点	大学設置基準改正を踏まえ、本学の実情を踏まえた基幹教員制度のあり方について研究を進めていく必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>学則 ・第 21 条（教授会） ・第 22 条（研究科教授会） 教授会規程 研究科教授会規程</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<p>学則 ・第 3 条（学部、学科及び専攻） ・第 6 条（共通教育科） ・第 7～9 条の 3（各センター） ・第 10 条（事務局） ・第 11 条（職員）</p> <p>組織規則 教員の採用及び昇任の手續きに関する規則 教員人事委員会規則 教員の採用選考基準に関する規程 教員の昇任選考基準に関する規程 教員評価規程 教員の評価制度に関する細則 教員評価不服申立の手續きに関する細則 教員の任期に関する規程 任期付教員の再任に関する規程</p>
③	<p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限り。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>シラバス 臨地実習教員規程 ティーチング・アシスタント等に関する要綱</p>
④	<p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。 ※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>大学の概要 教員紹介</p>

<p>②、③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和 4 年 9 月 30 日文科科学省令第 34 号） 附則 第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。 一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）</p>

□ 教育研究実施組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教員

① 教員の採用・資格審査

教員のほとんどは、前述のとおり、学部(共通教育科又は学科)に所属しているが、多くの教員が大学院に兼務し、大学院教育に従事している。このため、大学院教員の採用手続きについても、学部に採用される教員として、基準 1_イで述べたとおり行われる。その際、採用後、直ちに大学院の授業科目を担当することが予定されている教員の採用に当たっては、教員人事委員会において、それらの科目を担当する教員としての資格審査も併せて行われる。

また、本学に教員として採用された後、大学院の授業科目の科目責任者や科目担当者となることを希望する場合には、保健医療福祉学研究科保健医療福祉学専攻担当教員の募集及び審査に関する要綱に基づき、大学院教務委員会に設置された審査会でその適否が審議される。

なお、博士論文や修士論文の指導を行う「特別研究」において研究指導教員・研究指導補助教員となるための資格要件については、大学院教員資格審査基準により、教育業績、研究業績、学位、職位・その他の 4 つの基準が看護学、リハビリテーション学、健康福祉科学の領域ごとに設定されている。

② 研究指導教員等

大学院で研究指導を行う教員数は、表のとおりであり、大学院設置基準によって必要とされる教員数を満たしている。

また、科目担当のみの教員も含めた人数は 107 人であり、職位別では、教授が 46 人(43.0%)、准教授が 53 人(49.5%)、助教が 8 人(7.5%)となっている。女性教員比率は 58.8%であり、年齢構成は、30 歳代 5.6%、40 歳代 30.8%、50 歳代 43.0%、60 歳代 20.6%となっている。

③ 授業科目の担当

博士前期・後期課程の授業科目については、可能な限り専任教員が担当することとしており、特に博士論文・修士論文の指導を行う特別研究の場合、研究指導教員・研究指導補助教員ともに、専任教員が担当することとされている。他方、本学の教員では対応できない科目については、非常勤講師を招聘している(2024 年度は 72 名)。

【表】 大学院で研究指導を行う教員数(2025 年 5 月 1 日現在)

所 属	取 容 定 員	必要教員数		在籍教員数(延べ人数)					
		研究指導 教員	研究指導 補助教員	研究指導 教員			研究指導 補助教員		
				うち 教授	うち 准教授	うち 助教	うち 教授	うち 准教授	うち 助教
博士前期課程	58	6	6	48	21	3	10	26	2
看護学専修				17	4	0	3	12	1
リハビリテーション学専修				11	8	3	4	3	0
健康福祉科学専修				20	9	0	3	11	1
博士後期課程	20	6	6	23	6	0	9	7	2

(注) 博士前期課程の教員数は、複数の専修で研究指導を行う教員がいるため、それらの合計とは一致しない。

2) 組織

① 研究科教授会

大学院には、研究科教授会が置かれており(学則第 22 条)、研究科教授会規程により、研究科教授会の運営に関して必要な事項が定められている。研究科教授会は、学長及び大学院で科目を担当する教授をもって構成するが、必要な場合にはその他の教職員を加えることができるとされている。原則として毎月 1 回開催され、入学、課程の修了、学位の授与のほか、教育に関する重要な事項等を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

② センター及び委員会

大学院教育については、学部教育と併せて、高等教育開発センターが教育の質向上を所管しており、大学院の校務については、研究科長が掌理し、所属教員を指揮監督する(組織規則第 7 条)。高等教育開発センターは、大学院教育に関する企画開発・評価を行い、大学院の 3 つのポリシー(学位の授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入れの方針)を作成するほか、教育に関する調査・情報の分析等を実施している(組織規則第 9 条)。高等教育開発センターには事務局教務・入試担当の職員も配置され、教職協働で業務を実施している。

また、基準 1_イで述べたとおり、大学院入試委員会や大学院教務委員会が設置されており、学長及び研究科長の補佐を行っている。また、その他の委員会についても、審議事項に大学院に関するものが含まれるため、大学院に兼務する教員を委員として配置している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	なし
改善を要する点	大学院の改革に伴い、大学院で授業科目や論文指導を担当することができる教員を確保していくことが必要である(基準 1_イを参照)。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。</p> <p>6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。</p> <p>7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>学則 ・第5条（大学院） 組織規則 教員の採用及び昇任の手続きに関する規則 大学院教員資格審査基準</p>
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者</p> <p>ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>教員紹介 博士前期課程の教員紹介 博士後期課程の教員紹介 保健医療福祉学研究科保健医療福祉学専攻担当教員の募集及び審査に関する要綱 大学院教員資格審査基準</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	(該当なし)

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

学部の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って、一般選抜、学校推薦型選抜及び特別選抜により実施している。選抜方法は、全ての選抜区分で面接試験と小論文を課すほか、一般選抜では学科・専攻ごとに指定された大学入学共通テストの教科・科目の受験、学校推薦型選抜では高校における評定平均3.5以上を出願条件として定めている。入学資格については、学則(第54条)に定め、学生募集要項等において出願資格として周知している。

入学者選抜に関しては、高等教育開発センターがアドミッション・ポリシーを検討し、入試委員会が各入学者選抜試験の募集要項作成や実施体制を検討し、実施に当たっている。入試委員会は学長を委員長とし、各学科の入試委員と事務局入試担当者から構成され、入学者選抜全般の企画、広報、入学者選抜の実施、評価、次年度への課題整理などを行っている。試験問題の作成は、入試委員会内に設置した、学部長を部会長とする試験問題作成部会が担っている。

いずれの入試においても、詳細な業務マニュアルを作成して業務内容の周知を徹底し、確実な業務実施に留意している。また、小論文の採点は、機密性を厳重に確保し、かつ複数の担当者による複数回のチェックを行うなど、公平・公正な試験・採点の実施に努めている。入学者選抜の結果は、学科・専攻会議による合否判定の後、入試委員会及び教授会の議を経て学長が決定している。選抜試験の実施後、各業務担当者を対象に事後アンケートを実施し、運営及び試験問題の妥当性に関して入試委員会内に設置した入試評価分析部会が評価し、その後の選抜試験に活かしている。

2) 教育課程の編成方針・方法、授業時間、授業方法等

高等教育開発センターは、本学の基本理念、教育研究上の目的及び教育目標を実現するため、学部、各学科等と協議しつつ、それぞれのカリキュラム・ポリシーを策定している。また、これらに基づき、共通科目(教養科目、初年次科目、IPE科目)及び専門科目(専門基盤科目、各領域の専門科目)からなる体系的なカリキュラムを構築している。これらの科目は、各学科・専攻の専門領域の必要性に応じ、共通科目及び専門科目の中で必修科目と選択科目に区分されている。

教育課程の編成に当たっては、講義・演習・実習・実験・実技を有機的に組み合わせ、ヒューマンケアを実践できる保健・

医療・福祉分野の専門家育成のために必要な科目を段階的に配置している。また、国家試験受験資格取得等、各学科・専攻における卒業後の進路を考慮しつつも、広い視野と学識を身につけられるよう、教養科目やIPE科目を重視している。

単位の計算方法については、1単位につき、講義は15時間、演習は15時間又は30時間、実技は30時間、実験及び実習は30時間又は45時間の授業をするものと規定しており(学則第61条)、ガイダンスや履修の手引などで学生に周知している。また、1年間の授業期間は35週を、各授業科目の授業期間は前期・後期それぞれ15週を原則としており、一部、集中開講等の授業は適切な時期及び期間が設定されている。

授業方法については、原則対面とし、授業時数の半数以上を遠隔授業とする場合は、学則(第60条)及び遠隔授業実施に関する要綱に基づき、事前に科目責任者が学部長に申請し、教務委員会での協議の上、承認を得ることとしている。

3) 成績評価基準、卒業要件、履修科目登録の上限等

授業科目を履修した学生に対しては、試験の実施、レポートの提出等によって評価を行い、単位を付与している。成績評価の客観性・厳格性を担保するため、成績評価の基準については、履修規程で明確に定めており、履修の手引に明記するとともに、ウェブサイトで公表している。また、シラバスには到達目標、評価基準等を明記し、その記載内容は高等教育開発センターで作成した「シラバスチェックリスト」を用いて、他の教員によるチェックを受けることで、点検を行っている。試験については、監督者用のマニュアルを定め統一的な取扱いを行っている。学生は、成績評価に対して異議申立てを行うことができるが、その仕組みは、成績評価に関する確認及び不服申立に関する規程に定め、学生には履修の手引で周知している。

卒業の要件は学則(第67条)に定められており、ウェブサイト等で公開している。卒業の要件を満たした者の卒業は学長が認定することとしており、手続き上は、教務委員会が卒業の要件に合致する者を卒業認定者案としてまとめ、各学科での確認及び教授会での審議を経て学長が卒業を認定し、学位を授与している。

また本学のカリキュラム上、国家試験受験資格を得るために必修科目が多くなっていることから、履修科目登録の上限制限は原則として行っていないが、健康情報学専攻については年間46単位と設定している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	なし
改善を要する点	入学者選抜試験の問題について、アドミッション・ポリシーが求める入学志願者の資質・能力を的確に評価できるものとなっているか検証を行っているところである(基準2_No.5を参照)。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p>学則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条（入学者の選考） <p>アドミッション・ポリシー（学部） 入試委員会規程 学生募集要項 入試情報</p>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>学則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 60 条（授業科目） <p>履修規程 学位規程 ディプロマ・ポリシー（学部） カリキュラム・ポリシー（学部） 履修の手引 カリキュラム・マップ</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>学則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 60 条（授業科目） <p>履修規程 シラバス</p>
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>学則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 61 条（単位の計算方法） <p>履修の手引 履修規程</p>
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	時間割
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	【同上】
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>学則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 60 条（授業科目） <p>履修規程 シラバス</p>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	<p>学則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 63 条（成績の評価） ・第 67 条（卒業） <p>履修規程 成績評価に関する確認及び不服申立に関する規程 学位規程 ディプロマ・ポリシー（学部） シラバス シラバスチェックリスト シラバス作成マニュアル 履修の手引</p>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<p>学則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 62 条（単位の授与） ・第 64 条（他大学等における授業の履修等）
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	履修規程

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜</p> <p>大学院の入学者選抜は、高等教育開発センターが定めたアドミッション・ポリシーに沿って、英語、筆記、面接等の試験により実施している。大学院入試に関しては、大学院入試委員会が入試全般の企画、広報、選抜試験の実施、評価、次年度への課題整理等を行うとともに、出題、採点、面接方法等、入試実施体制を審議し決定することにより、公平・公正な入学者選抜を実施している。入学者選抜の結果については、専修会議による可否判定(博士前期課程のみ)の後、大学院入試委員会及び研究科教授会の議を経て学長が決定している。</p> <p>なお、大学院改革の一環として、新たに学内推薦特別選抜の制度を創設し、2023年度学部入学者(理学療法学科、作業療法学科、検査技術科学専攻)から、大学院への進学を希望する成績上位者が3年次に実施する選考に合格した場合、修士論文執筆など、大学院科目を学部4年次から履修することができる学部・博士前期課程一貫教育コースを設置した。また、2025年度入試から、博士前期課程において優秀な研究実績等を挙げた学生に対し、博士後期課程への進学を前提とした一貫した研究指導を行う博士前期・後期課程一貫(研究継続)コースを設置した。</p> <p>2) 教育課程の編成、授業方法、研究指導等</p> <p>高等教育開発センターは、博士前期・後期課程それぞれの課程全体のカリキュラム・ポリシー及び専修ごとのカリキュラム・ポリシーを定め、これに基づき教育課程を編成している。</p> <p>博士前期課程では、共通必修科目として専門職連携の基盤となる考え方や理論、方法を事例研究・演習を通して学ぶ「IPW 論(専門職連携実践論)」を配置している。また、保健医療福祉について、学際的に幅広い視野から高度な実践や研究に関する知識や技術が高められるように、共通選択科目を配置している。また、専門科目として、各学問領域において高度で専門的な知識・技術を修得するための科目を配置するとともに、他専修の専門科目も選択できるようにしている。特別研究では、課題に適した研究方法を探求し、その成果を発信する力を養うため、研究指導教員の指導のもと、修士論文を作成する。なお、看護領域では、一般社団法人日本看護系大学協議会が認定した「がん」「小児」「精神」の専門看護師教育課程(CNS課程)の専門科目を配置している。</p>	<p>博士後期課程では、共通科目として、保健医療福祉の全体的な理解と相互連携の基盤となる理論・考え方を学ぶため、必修科目である「IPW システム開発論」のほか、選択科目を配置している。専門科目は、看護学、リハビリテーション学、健康福祉科学の領域に区分されているが、複数の領域が履修できるよう編成されている。また、博士論文特別研究では、研究課題を設定し、学生が研究計画の立案、研究のプロセスの実践を通して博士論文を作成する。</p> <p>博士前期・後期課程ともに、研究指導教員、研究指導補助教員等による複数領域に跨る指導体制によって、組織的に学生を指導している。博士後期課程では、博士論文審査時に専門領域の論文審査資格をもつ教員に加えて、他領域の資格を持つ教員から指導・審査を受けることとし、学外教員による審査も推奨している。学生は、年度当初に指導教員等の指導のもと、適切な研究テーマを設定し、研究計画に沿って授業と研究指導を受ける。また、関連する分野の基礎的な授業及び研究を通して、専攻分野に応用できる研究能力の育成を図っている。</p> <p>3) 成績評価基準、修了要件等</p> <p>成績評価の客観性・厳格性を担保するため、授業科目の成績評価基準を、大学院履修規程に定めている。また、授業科目それぞれの到達目標はディプロマ・ポリシーを踏まえて定められており、シラバスに明示された成績評価の方法・基準により、到達目標の達成度で評価される。その上で、学部同様、学生が、成績評価に対して異議申立てを行うことができる仕組みを整えている。これらは、学位論文等の審査基準、最終試験の方法及び審査基準等と併せて、学生に配付している修士論文特別研究等の手引及び博士論文特別研究等の手引に明記するとともに、学内ポータルサイトで公開している。修了要件は、学則(第80条)に定められており、博士前期課程では、2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文(CNS課程は特定の課題に関する研究)を提出し、その審査及び試験に合格することとされている。博士後期課程では、3年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文審査及び試験に合格することとされている。修了認定の手続きについては、大学院教務委員会が修了要件に合致する者を修了認定者案としてまとめ、研究科教授会での審議を経て学長が修了を認定し、学位を授与している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>なし</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>入学者選抜試験の問題について、アドミッション・ポリシーが求める入学志願者の資質・能力を的確に評価できるものとなっているか検証を行っているところである(基準2_No.5を参照)。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>学則 ・第 29 条（入学者の選考） アドミッション・ポリシー（研究科） 大学院学生募集要項 大学院入試委員会規程</p>
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>学則 ・第 75 条（授業科目） 大学院履修規程 ディプロマ・ポリシー（研究科） カリキュラム・ポリシー（研究科） 修士論文特別研究等の手引 博士論文特別研究等の手引</p>
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を担わせることができる。</p>	<p>学則 ・第 75 条（授業科目） 大学院履修規程 ティーチング・アシスタント等に関する要綱</p>
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<p>修士論文の研究指導教員及び研究指導補助教員に関する要領 博士論文の研究指導教員及び研究指導補助教員に関する要領</p>
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項を参照すること</p>	<p>学則 ・第 80 条（修了） 大学院履修規程 成績評価に関する確認及び不服申立に関する規程 大学院学位規程 ディプロマ・ポリシー（研究科） シラバス 修士論文特別研究等の手引き 博士論文特別研究等の手引き 学位論文審査基準 シラバスチェックリスト シラバス作成マニュアル</p>
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>学則 ・第 71 条（長期にわたる教育課程の履修） ・第 75～79 条（授業科目等） 大学院履修規程 大学院長期履修学生規程 大学院科目等履修生規程 修士論文特別研究等の手引 博士論文特別研究等の手引 学位論文審査基準 シラバスチェックリスト シラバス作成マニュアル</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地、校舎等の施設、設備等

本学のキャンパスは、越谷市に整備されているほか、社会人が仕事を続けながら大学院教育が受けられるよう、さいたま新都心にある埼玉県立病院機構小児医療センターにサテライトキャンパスが設けられている。校地、校舎は、大学設置基準による必要面積と比較して十分な大きさを有している(表)。

【表】 埼玉県立大学の校地、校舎(越谷市) (単位:㎡)

区分	大学設置基準上の必要面積	本学の面積
校地面積	16,050	102,260
校舎面積	5,151	48,074

本学の校舎は、本部棟(事務室、医務室等)、北棟、南棟、共通施設棟、教育研修センター、情報センター(図書館)からなり、学生に対する教育又は厚生補導を行う施設としては、学生会館、食堂、講堂、体育館、グラウンド及びテニスコートが整備されている。本学の敷地と外部との境界には塀がなく、また、建物の高さを4階にとどめており、周囲の田園風景との調和がとれた、開放的な施設である。校舎間には適度な空地があり、つながりを持ちつつ、ゆとりのある配置とするなど、学生が余裕をもって交流、休息等に利用できる環境が整っている。なお、ガラス張りの校舎は、ブリツカー賞を受賞した山本理顕氏によって設計されたもので、本学の魅力の一つとされている。

開学後25年が経過し、老朽化による様々な施設・設備の更新時期が到来しているが、緊急性、重要度、劣化状況などを考慮し、長寿命化を図りながら、第3期中期計画及び長期修繕計画に基づき、県から交付される施設整備費補助金を活用して改修工事を進め、教育研究環境の維持に努めている。

施設・設備の維持管理については、設備管理業務、保守点検業務、清掃業務などを外部委託し、その点検結果をもとに着実に修繕を実施しているが、随時生じる経年劣化や故障などの不具合に、予算や製作期間の影響で直ちに対処できない場合も生じている。重要な施設・設備がそのような状況となることを防止するため、現状を反映した修繕計画の定期見直しやその実現に向けた財源の確保を継続していく必要がある。

なお、防犯については、休日・夜間を含め24時間警備員を配置するとともに、各所に防犯カメラを設置するなど、安全な教育研究環境を確保している。

2) 図書館

本学では、センター組織の1つとして情報センターを設置しており(学則第7条)、本学の情報環境の整備を担うほか、図書館としての機能を有している。情報センターは、保健医療福祉分野を中心とする約14万点の蔵書や視聴覚資料等を保有し、学外からもアクセス可能な電子ジャーナルやデータベースを整備するなど、教育研究上必要な資料の収集・提供を行っている。図書資料の購入に当たっては、図書館司書による選定を基本としつつ、教員や学生からの要望も受け付け、情報図書委員会で必要性を精査することにより、ニーズに沿った蔵書構成になるよう努めている。なお、電子ジャーナル等については、利用状況を考慮し定期的に見直しを行っているが、近年の価格高騰への対応に苦慮している状況である。

情報センターは学年暦に合わせて年間約310日開館し、その開館時間は、平日は8:30~21:30、土曜日は8:30~18:10、日曜日は9:00~17:00である。設備としては、閲覧席202席、パソコン61台、その他DVDプレーヤー等を備えているほか、グループ研究室4室を擁している。管理に当たっては、情報センター長を責任者とし、事務局職員4名(専任1名(司書)、兼務3名)を配置しているが、運営は全面的に外部委託を行い、業務の効率化を図っている。また、公立大学協会図書館協議会や大学図書館コンソーシアム連合、埼玉県大学・短期大学図書館協議会等に加え、研修への参加や情報交換、相互利用等を行っている。

情報センターの利用状況については、2024年度において、利用者数が延べ約5.2万人、貸出者数が延べ約6千人(うち学内者5.1千人)、貸出図書冊数が延べ約1.3万冊(うち学内者貸出冊数約1.1万冊)であり、コロナ禍以前のおよそ半分の水準となっている。

3) 機械・器具等

本学は保健医療福祉分野の専門職を養成していることから、学内実習が多く、必要な機械・器具等を整備する必要がある。例えば、人体標本を30体程度、成人ベッドや小児用ベッドを70台以上、人工的な口腔モデルであるファントム一式を30台以上確保するなど、教育において必要な種類及び数の機械・器具等を備えている。これらの機械・器具等の購入・更新に当たっては、中期目標期間ごとに策定する教育備品更新計画等に基づき、運営費交付金を用いて計画的に整備を進めている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	なし
改善を要する点	教育研究環境を維持するため、施設の現状を反映した修繕計画の定期見直しやその実現に向けた財源の確保を継続していく必要がある。また、同様に、電子ジャーナル料金の高騰に対応するための予算の確保に努めていく必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>大学の概要 学生便覧 長期修繕計画</p>
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<p>大学の概要 学生便覧</p>
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>大学の概要 学生便覧</p>
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>学則 ・ 第7条（情報センター） 図書館（情報センター）</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<p>教育備品更新計画</p>

⑤については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 大学運営に必要な業務を行う組織</p> <p>本学では、法人及び大学の管理運営事務を行う組織として事務局を設置しており(組織規則第22条)、理事を兼務する事務局長、事務局長を補佐する副局長等のほか、企画・情報、総務、財務、施設管理、教務・入試、学生・就職支援、研究・地域連携担当で組織しており、所掌の事務を行っている。事務局の常勤職員36名のうち19名は埼玉県からの派遣職員、17名は法人固有職員である(2025年4月1日時点)。法人固有職員については、2027年度までに常勤職員の50%以上とすることを中期計画上の目標としており、計画的に採用を行っている。なお、常勤職員の一部は、基準1_イに記述したセンターに兼務し、センター員としての業務もしている。</p> <p>2) 厚生補導等</p> <p>① 厚生補導のための組織</p> <p>厚生補導の事務については、学生支援センターが掌理し、学生の身分、福利厚生、学生相談、就職・進学支援その他学生生活に関する業務を行っている。また、学生支援センター長を補佐するため、各学科・専攻等の教員及び事務局職員からなる学生支援委員会を置き、厚生補導に関する事項について審議を行うとともに、委員会の中にワーキンググループを設け、学生への助言、研修会の開催や啓発活動等を実施している。</p> <p>学生及び教職員の保健管理については、保健センターが掌理し、怪我や急な発病に対する応急処置や健康相談などを行っている。保健センターには、医師免許を有する教員であるセンター長と兼務の医師(2名)のほか、保健師と臨床心理士(2名)を配置するとともに、看護師免許等を持つ教員に非常時の対応等を委嘱している。また、保健センター長の職務を補佐するため、各学科・専攻等の教員及び事務局職員からなる保健委員会を置き、保健管理計画等の審議を行っている。</p> <p>② 学生相談</p> <p>学生生活、人間関係等の精神保健面での学生の悩みや相談に関しては、学生支援センター所管の学生相談室にカウンセラーとして保健センターの臨床心理士2名を配置し対応している。カウンセリングは、対面、電話に加え、オンラインでも行っており、学生がカウンセリングを受けやすい環境を整えている。</p> <p>③ 進路支援</p> <p>本学では、学生が早期から自らの職業観や勤労観を培い、保健・医療・福祉の現場などで活躍できる人材となれるよう、キ</p>	<p>ャリアセンター、進路担当教員、事務局の就職支援担当職員が連携して学生の進路支援に当たっている。キャリアセンターは、キャリアコンサルタント資格を持つカウンセラーによる学生個々の特性に応じた就職や進路相談、自己分析等の支援を行っている。進路担当教員は、専門分野の状況を踏まえ、個別面談等によるキャリア形成と進路選択の支援を行っている。就職支援担当職員は、キャリアデザイン講座の企画・運営や県内就職先等に関する説明会の開催等を行っている。</p> <p>④ 学習支援</p> <p>各学科・専攻に学生担任教員を置き、全学生に対し、年2回以上面談の機会を設けるなど、修学、生活、進路等の助言・指導を行っている(詳細は基準2_No.3を参照)。大学院生に対しては、研究指導教員が研究計画に基づき、進捗状況の把握、発表方法等の指導・助言を行っている。</p> <p>⑤ 特別な支援が必要な学生に対する支援</p> <p>障害のある学生については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程を定め、合理的配慮を行っている。また、障害のある学生を理解するための教職員・学生向け研修会を毎年開催するほか、日常生活に制限を受ける学生のための休憩室を設けるなど、制度・施設面で支援体制を整えている。</p> <p>⑥ 経済的支援</p> <p>授業料等の減免については、修学支援新制度による支援を行うほか、本学独自の支援として、新制度の対象外となる大学院生や社会人入学生等に家計急変があった場合、半期分の授業料を減免する制度を設けている。また、日本学生支援機構等の奨学金について、学生便覧や学内ポータルサイト、メールなどで積極的に周知し、出願から返還開始までの手続きにおいて学生を支援している。</p> <p>⑦ アカデミック・ハラスメント等の防止</p> <p>法人の組織としてハラスメント等防止対策委員会を設置し、ハラスメント等の防止及び対策に関する規程に基づき、被害者の迅速な救済、ハラスメント防止の啓発等に取り組んでいる。学生が学外施設で被害にあった場合も、当該施設に申入れを行う等の措置を講じている。</p> <p>⑧ その他の支援</p> <p>出産・育児・介護等に関する相談に関しては、ダイバーシティ推進委員会委員等による相談窓口を設け対応している。また、育児支援室や子ども支援室を設けるなど、学業と子育ての両立に向けた支援を行っている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>学生担任制度を設け、学生に対する支援を強化しているほか、カウンセラーを1名から2名に増加し、学生指導に関する教員との連携を強化している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>コロナ禍以降、精神不調を訴える学生が増加し、担任教員等の負担も増加しており、教員の対応能力の向上に向けた研修等を開始したところであるが、引き続き学生や教員の支援体制の強化を図る必要がある。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	<p>大学設置基準</p> <p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 ① 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 省略 7 省略</p>	<p>学則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条の3（保健センター） ・第8条（学生支援センター） <p>組織規則 学生支援委員会規程 保健委員会規程 本学の就職・キャリア支援について キャリアセンターについて 就職の手引き</p>
	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 ② 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<p>【同上】</p>
	<p>関係事項</p>	
③	<p>学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。</p>	<p>学生担任制度に関する規程</p>
④	<p>学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程 障害を理由とする差別の解消の推進に関する会議設置要綱 障害のある学生の支援ガイド ハラスメント等の防止及び対策に関する規程</p>
⑤	<p>学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<p>「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等の減額及び免除に関する規程</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 3つのポリシーの策定状況

本学では、学部・大学院それぞれに入学受入の方針(アドミッション・ポリシー(AP))を定め、また、学部・大学院の学位プログラムごとに、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー(DP))、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー(CP))を策定し、ウェブサイト等で公開している。現行の学部のポリシーは2019年度から、大学院のポリシーは2025年度から運用している。学部のポリシーについては、現在、2027年度に予定しているカリキュラム改訂に合わせ、高等教育開発センターを中心に「教育の内部質保証の実施に関するガイドライン」に沿って見直しを進めている。見直しに当たっては、CPとDPの整合性が図られるよう、学部、各学科・専攻においても検討を行っている。なお、大学院のポリシーについては、大学院改革に合わせ、2025年度から見直しを行った。

2) 学部の3つのポリシーの概要と一貫性

学部のDPについては、学部の教育研究上の目的及び教育目標である「豊かな人間性」、「想像力に富む知性」、「高い専門性と連携力」、「国際性と地域性に基づく協働力」を踏まえて策定され、CPについては、学生がDPに掲げる資質・能力を身に付けられるよう策定されている。また、APでは、これらの2つのポリシーを踏まえ、本学のカリキュラムの学修に必要とされる基本的な能力と保健医療福祉分野において活躍しようとする意志を備えている学生を受け入れることとしている。このように、3つのポリシーは、教育研究上の目的及び教育目標を踏まえ、一貫性を確保して策定されており、ウェブサイト、履修の手引等で公表している。

① ディプロマ・ポリシー

DPは、教育研究上の目的や教育目標を踏まえ、学部全体及び学科・専攻ごとに定められており、それぞれのポリシーで求められる能力を身に付け、かつ卒業の要件を満たした者に学位を授与することが明示されている。なお、授業科目とDPの関連については、学科・専攻のカリキュラム・マップで示している。また、DPの内容を学生向けにわかりやすくまとめた「SPU10の学士力」を作成し、学内に周知している。

② カリキュラム・ポリシー

CPは、教育目標及びDPを踏まえつつ、学部全体及び学科・専攻ごとに具体的かつ明確に定められている。学部のCPでは、専門職連携教育を含む共通教育及び専門教育の科目

群を中心として科目を配置することとしている。また、継続的な探求や主体的な学修の実現のため、受講すべき科目の順次性や階層性をナンバリングやカリキュラム・マップで示している。

学科・専攻別のCPは、「科目編成(教育内容)」、「教育方法」、「教育評価」の3つの指針から構成され、学部全体のCPを踏まえつつ、より具体的にそれぞれの学科・専攻の特色を表現した内容となっている。

③ アドミッション・ポリシー

APは、入学後、DPに掲げる能力を身に付けるに当たり、前提となる基本的な能力や意欲を持つ者を入学者として受け入れることを示すとともに、入学選抜の基本方針を示している。

3) 大学院の3つのポリシーの概要と一貫性

大学院のDPについては、大学院の教育研究上の目的及び教育目標を踏まえて策定されている。APは博士前期・後期課程それぞれについて、DPとCPは、博士前期課程では課程全体及び専修ごとに、博士後期課程では課程全体について策定している。2025年度に改正された3つのポリシーでは、従来のポリシーの内容を踏まえつつ、学部教育、博士前期・後期課程における階層性を重視している。大学院の3つのポリシーは、学部と同様、教育研究上の目的及び教育目標を踏まえ、一貫性を確保して策定されており、ウェブサイト、特別研究等の手引等で公表されている。

① ディプロマ・ポリシー

DPは、職業人、教育者又は研究者として必要な能力を到達目標に設定するとともに、博士前期・後期課程に階層性を持たせる内容としている。また、博士前期課程の各専修では、博士前期課程全体のDPを踏まえ、それぞれのDPを具体的に定めている。

② カリキュラム・ポリシー

CPは、DPを達成するため、共通科目、専門科目、特別研究それぞれの科目配置についての方針を定めている。また、博士前期課程の各専修では、博士前期課程全体のCPを踏まえ、それぞれのCPを具体的に定めている。

③ アドミッション・ポリシー

APは、入学後、DPに掲げる能力を身に付けるに当たり、前提となる基本的な能力や意欲を持つ者を入学者として受け入れることを示すとともに、入学選抜の基本方針を示している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	DPの内容をわかりやすくまとめた「SPU10の学士力」を作成し、学生に周知することにより、DPに対する理解を促している。
改善を要する点	学位プログラム別のAPの設定及び評価項目、評価方法の記載が十分でないため、次期カリキュラム改訂時に改善が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>教育目標</p> <p>3つのポリシー（学部）</p> <p>看護学科 CP・DP</p> <p>理学療法学科 CP・DP</p> <p>作業療法学科 CP・DP</p> <p>社会福祉子ども学科社会福祉学専攻 CP・DP</p> <p>社会福祉子ども学科福祉子ども学専攻 CP・DP</p> <p>健康開発学科健康情報学専攻 CP・DP</p> <p>健康開発学科検査技術科学専攻 CP・DP</p> <p>健康開発学科口腔保健科学専攻 CP・DP</p> <p>SPU10の学士力</p> <p>3つのポリシー（研究科）</p> <p>教育の内部質保証の実施に関するガイドライン</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教育研究活動等の公表</p> <p>本学では、次の事項について、本学のウェブサイト、大学案内など様々な方法により、積極的に情報公開を行っている。</p> <p>① 基本理念、法人等の目的及び3つのポリシー</p> <p>基本理念は、本学のウェブサイトのほか、大学案内、学生便覧や履修の手引に掲載している。法人の目的、大学・大学院の目的及び学部・大学院の教育研究上の目的は、ウェブサイトで公開している。なお、学部・大学院の教育研究上の目的については、上記の大学案内、学生便覧、履修の手引のほか、入試に係る学生募集要項にも掲載している。教育目標及び3つのポリシーもウェブサイトで公開しているほか、ポリシーの内容に応じて大学案内、履修の手引、学生募集要項に掲載している。また、受験生と大学とのミスマッチを防ぐため、特に高校訪問やオープンキャンパス、入試説明会や高校教員説明会等の場で積極的な周知を心がけている。</p> <p>② 教育研究上の基本組織</p> <p>組織図をウェブサイトで公開しているほか、在学生向けに学生便覧にも掲載している。</p> <p>③ 教員組織、教員数、教員の業績等</p> <p>教員が所属する組織である学部、研究科、共通教育科、学科、センター等の組織についてウェブサイトでそれぞれのページを設けて紹介している。また、教員数もウェブサイトで公表しているほか、本学の各種データを一冊にまとめ、年1回発行している「埼玉県立大学 FACTBOOK」に掲載し、ウェブサイトで公開している。教員の業績は、教育・研究・社会貢献等の実績を記載する教育研究等業績シートを毎年度末に各教員が作成し、ウェブサイトで公開している。</p> <p>④ 入学者数、卒業・就職者数等</p> <p>入学者数、卒業・就職者数、就職先等については、大学案内やFACTBOOKに掲載し、ウェブサイトで公開しているほか、就職者数と就職先については、大学構内にポスター展示し、在学生に対して広く周知している。</p> <p>⑤ 授業科目、授業の方法、授業計画等</p> <p>授業科目ごとの授業の方法や計画については、シラバスに記載されており、学務システム(Campus Avenue)で学外にも公開されている。また、カリキュラム・マップや履修に係る留意点等については、履修の手引に掲載している。</p>	<p>⑥ 成績評価及び卒業・修了認定の基準</p> <p>成績評価の基準については学則及び履修規程に、卒業・修了認定の基準については学則に定め、ウェブサイトで公開している。併せて、2016年度から導入したGPA(Grade Point Average)制度についても、GPA制度に関する要綱を定めるとともに、ウェブサイトで公開している。</p> <p>⑦ 施設及びその他の教育研究環境</p> <p>ウェブサイトで、キャンパス案内、アクセスに加え、情報センター(図書館)や保健センター等の利用案内を公開している。</p> <p>⑧ 大学が徴収する費用</p> <p>入学検定料、入学料、授業料等の費用については、授業料等徴収規程に定めるとともに、ウェブサイトで公開している。</p> <p>⑨ 修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援</p> <p>主に在学生向けに、学生便覧や就職の手引きに掲載しており、内容の一部をウェブサイトで公開している。</p> <p>⑩ 大学院学位論文に係る評価の基準</p> <p>修士論文の評価の基準については修士論文審査に関する要領に、博士論文の評価の基準については博士論文審査に関する要領に定め、ウェブサイトで公開している。</p> <p>⑪ その他</p> <p>そのほか、教育研究活動等の成果に係る情報公開としては、在学生及び卒業生・修了生に対し、学修の状況、大学や教育内容に対する満足度などを調査する「学生調査」の結果を、教育研究審議会や理事会で報告するとともに、ウェブサイトで公開している。また、本学の研究や社会貢献活動の成果をまとめた「研究開発センター活動報告書」や「地域連携センター活動報告書」をウェブサイトで公開している。さらに、大学のトピックやニュース等を紹介する広報紙「つなぐ～県大の輪～」を年1回発行しウェブサイトで公開するとともに、在学生や卒業生・修了生、県内自治体や他大学等に配付している。</p> <p>2) 情報公開と広報の体制</p> <p>本学における主要な情報公開の手段であるウェブサイトについては、事務局企画・情報担当が管理を行っており、適切な学内手続きを経て、情報公開を行っている。また2021年度からは、受験生応援サイト「SPU NAVI」を開設し、受験生に対する広報の強化を図った。</p> <p>2024年度には、法令で定められた情報公開に加え、より効果的な広報活動を行うため、広報に関する方針を策定し、ウェブサイトで公開した。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>なし</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>なし</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法</p> <p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>大学運営に関する方針</p>
②	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。 二 教育研究上の基本組織に関すること。 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。 四 入学者の選抜に関すること。 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。 七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。 九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。 	<p> 理念・教育目標 教育情報の公表 大学案内 学生便覧 履修の手引 組織・沿革 FACTBOOK 教員紹介 シラバス 学則 ・第 63 条（成績の評価） 履修規程 GPA 制度に関する要綱 学修成果・卒業（修了）認定 キャンパス案内 授業料等徴収規程 学費 就職の手引 キャリアセンター 保健センターの業務 論文の審査基準 学生調査 研究開発センター年報 地域連携センター活動報告書 広報紙「つなぐ～県大の輪～」 SPU NAVI 広報に関する方針 高い進路決定率 </p>

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 自己点検・評価及び認証評価

本学は、地方独立行政法人法に基づき、毎年度、事業計画を作成し、その達成状況について自ら点検・評価を行い、その結果を業務実績報告書として公表している。学校教育法に基づく教育研究等の状況に関する自己点検・評価については、この年度計画の自己点検・評価と合わせて実施している。具体的には、各センターや事務局が各事業の自己評価を行った後、教育研究審議会及び経営審議会で審議し、理事会の議を経て決定する。報告書は、埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会により評価を受けるが、その結果は各センター等にフィードバックされ、翌年度の事業に反映されている。

2025年度の機関別認証評価受審に当たっては、幹部教職員が参画する「自己点検・評価検討会議」を設置し、教育研究等の状況について改めて点検・評価を行い、認識された課題の対応等を検討し、自己改善に繋げることとした。なお、本学は、過去3回の機関別認証評価において適合認定を受けている。また、分野別認証評価も受審しており、2022年度には作業療法学、2024年度には看護学と理学療法学の分野において適合判定を受けている。

2) 教育研究活動等の質保証に向けた取組み

教育の内部質保証については、高等教育開発センターが所管しており、「教育の内部質保証に関する方針」及び「教育の内部質保証の実施に関するガイドライン」に基づき、各種取組みを行っている。ガイドラインでは、大学全体、学位プログラム、授業科目の3つのレベルにおけるPDCAサイクルの流れと各機関の役割が定められている(「大学の概要」を参照)。

大学全体レベルでは、学長の指示を受けつつ、高等教育開発センターが全学的な方針を立案する(P)。同センターはカリキュラム運営を行い、その支援を受けつつ、学部の各学科・専攻、共通教育科、科目担当者会及び大学院(以下「各学科等」という。)が教育活動を行う(D)。その結果を同センターの調査・分析部門が検証し、教育研究審議会で審議を受ける(C)。その意見を踏まえ、同センターは方針の見直しを行う(A)。学位プログラムレベルでは、高等教育開発センターが全学的な方針を立案し(P)、各学科等で教育活動が行われる(D)。学部長・研究科長は、その結果を取りまとめ、同センターに報告する。同センターは、それを検証し(C)、改善措置を講じる(A)。個々の授業レベルでは、高等教育開発センターの指示や支

援を受けつつ、各教員がシラバスを作成し(P)、授業を行う(D)。各教員は「授業評価・学修成果アンケート」の結果を確認し(C)、授業の方法・内容等の改善を行う(A)。

上記の取組みに必要な学修成果の把握・可視化に当たっては、「アセスメントプラン」に基づき、授業評価・学修成果アンケート、学生調査等の活用、e-ポートフォリオの導入等により、ディプロマ・ポリシーの到達度を把握している(基準 2_No.1 参照)。

研究の内部質保証については、研究開発センター長が研究推進委員会の補佐を受けて外部資金獲得支援等の制度を立案し(P)、各教員等が研究活動を遂行(D)している。その成果については、教育研究審議会及び研究評価委員会(学外研究者が委員)で評価され(C)、研究開発センター長はその結果を踏まえ制度の見直しを行う(A)。

3) FD・SD等

全学的なFD(Faculty Development)は、高等教育開発センターがFD研修会や高等教育開発センターフォーラムの開催を通じて行っている。FD研修会については、授業内容・方法の改善を図る目的で、生成AIの動向や大学教育のあり方などのテーマを設定し、外部有識者による講演等を行っている。高等教育開発センターフォーラムは、授業評価・学修成果アンケートの分析結果の解説やカリキュラム改訂に関する説明など、全学的なテーマについて教員との間で情報共有を図るための場として活用されている。さらに、一部の学科・専攻でも、それぞれの関心に沿ったテーマでFD研修会を開催している。

SD(Staff Development)については、大学運営全般に関する知識を習得させ、大学運営に対する関心を高める観点から、職員研修規程及びSD研修実施方針に基づき、毎年度、計画を策定の上、研修を実施している。全教職員対象の研修を年3回程度行うほか、新任幹部教職員、新規採用教職員、法人固有職員など、職位・職種に応じた研修を行っており、大学運営全般に関する知識を修得させ、大学運営に対する関心を高めることとしている。分野別では、障害を持つ学生への対応、ハラスメント防止、ワーク・ライフ・バランス、情報セキュリティ、LGBTQの理解などのテーマで研修を行っている。また、公立大学協会の研修など学外研修への参加も促している。

また、プレFDに関する取組みとして、大学院生を対象としたティーチング・アシスタント制度を設け教育機会を提供するとともに、ティーチング・アシスタントの意義や注意事項をまとめた資料や研修動画を提供し、教育能力の開発を図っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	なし
改善を要する点	なし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	大学評価 教育の内部質保証に関する方針 教育の内部質保証の実施に関するガイドライン 自己点検・評価検討会議設置要綱
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当しない)
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当しない)
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	目標・計画 法人重要会議
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	高等教育開発センターの業務等を定める規程 職員研修規程 SD 研修実施方針
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	【同上】
	関係事項	
⑦	<p>学修成果 学生の学修成果を適切に把握し評価する取組を行っている。</p>	教育の内部質保証に関する方針 教育の内部質保証の実施に関するガイドライン
⑧	<p>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。</p>	(該当しない)

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

授業料や入学金等の自己収入を始め、埼玉県からの運営費交付金などの安定的な財源を確保するとともに、効率的な執行により経費節減に努めている。過去5年間の決算状況(表)は、収入総額が支出総額を常に上回る状況にあり、健全かつ安定的な財務運営を行っている。ただし、電気料金や物価の上昇が続く場合、収支の悪化が生じる可能性がある。また、本学の教育の質の維持・向上を図るため、施設設備の老朽化に対応するとともに、教育のデジタル化を推進することが喫緊の課題であるが、そのための財源を確保する必要がある。

2) 収入

① 運営費交付金

教職員の人件費のほか、教育・研究用の高額備品等の所要額を埼玉県との協議により確保するよう努めている。また、電気料金等の物価高騰分についても協議している。

② 補助金等収入

埼玉県から、修学支援新制度による授業料等の減免に対応するため授業料等減免負担金の交付を受けているほか、厚生労働省の老人保健健康増進等事業の採択等に努めている。

③ 自己収入

授業料・入学金等については、修学支援新制度や日本学生支援機構等の奨学金の周知、授業料の分納等のきめ細かな対応を行うとともに、未納者への督促を定期的に行うことにより、確実な収納に努めている。授業料の水準については、議会の議決及び設立団体の長の認可によって上限が定められており、現在の授業料(621,000円)はその上限と同額に設定されている。なお、上限を変更する場合にも、議会の議決及び設立団体の長の認可が必要である。

また、映画の撮影や試験・講習会の会場使用などによる施設貸付料収入については、貸付実績や使用可能施設の写真をウェブサイトに掲載し、本学の魅力を発信しながら利用者の拡大に努めている。

④ 受託研究等及び寄附金収入

研究開発センターにおいて、企業との受託研究、共同研究等を支援することで、安定的な外部資金の獲得に努めている。

寄附金収入については、卒業生や過去の寄附者に対し、寄附金の活用実績を掲載した広報紙を送付するなど、積極的な寄附の働き掛けを行っている。本学は、保健医療福祉専門職

を養成する新設の大学であるため、現場で働く若い卒業生に多額の寄附を期待することは難しく、寄附者の範囲を広げていくことが課題である。

⑤ 施設整備費補助金

施設整備費補助金は埼玉県から交付されるが、長期修繕計画に基づく工事を実施するため、埼玉県との協議により所要額を確保している。今後、施設の老朽化に伴い、改修工事が増加することとなるため、所要額の確保に努めていく必要がある。

⑥ 目的積立金取崩収入

各年度における剰余金の大半は、経営努力によるものとして埼玉県の認定を受けており、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のために活用している。

3) 支出

① 教育研究経費及び一般管理費

これまで大きな変動はなく推移してきたが、近年の電気料金の値上げや物価上昇により、経費が増加傾向にあるため、運営費交付金の増額など財源の確保に努める必要がある。

② 人件費

退職者は年度ごとに増減があるが、教職員数に大きな変動はないため、退職金以外の人件費は概ね横ばいで推移している。しかし、近年は一人当たりの人件費が増加傾向にあり、常勤教職員以外の非常勤職員等の人件費増額分については、運営費交付金で全額措置されていないため、財源の確保等に努める必要がある。

③ 受託研究等経費及び寄附金事業費等

受託研究等経費は、全額、相手方企業等の負担により支出している。寄附金事業費等は、企業等を対象とした特定講座開講費である。

④ 施設整備費

収入の⑤ 施設整備費補助金と対応している。

【表】過去5年間の決算状況の推移 (単位:百万円)

項目/年度	2019	2020	2021	2022	2023
収入	3,824	4,020	3,605	3,943	3,668
支出	3,650	3,810	3,473	3,834	3,546
収入-支出	174	210	132	109	122

自己評価結果	以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	なし
改善を要する点	人件費や物価の上昇、施設老朽化等に対応するとともに、教育のデジタル化等を推進するため、運営費交付金、施設整備費補助金、施設貸付料収入、寄附金収入等の確保に努める必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	財務情報 長期修繕計画 教育備品更新計画
	大学院設置基準	
②	第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	【同上】

又 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT 環境の整備</p> <p>本学では、情報システム利用規程を定め、情報セキュリティ基本方針等の関係規程に基づき情報システムの運用及び管理を行っている。</p> <p>学内には有線及び無線のネットワークを整備しており、学生・教職員は、各人に付与されたアカウントによる認証に基づき、自己所有の PC や教職員に貸与された PC 等を接続することができる。また、学生は、情報処理教室等に設置されている共用の PC262 台を利用することもできる。加えて、学内で利用するための貸出用ノート PC も用意しており、全ての学生・教職員が PC を利用できる環境を整えている。</p> <p>学内システムは、学内ポータルサイト、メールシステム、Microsoft365、学務システム(Campus Avenue)、ラーニングマネジメントシステム(WebClass)等から構成されており、それぞれ ID、パスワードによる認証及び必要に応じた多要素認証を採用し、システム利用の安全性を確保している。</p> <p>以上のような規程、機器構成、システム等については、各学科等の教職員から構成される情報図書委員会において、学内の意見を集約しつつ検討を行っている。また、これらのシステムの円滑な運用のため、SE が毎日学内に最大 6 名程度常駐し、学生・教職員からの相談を受ける等の支援も行っている。</p> <p>しかし、本学の ICT 環境については課題も多い。今日、教育の DX が急速に進んでいる中で、本学がその動きに乗り遅れることなく、教育や業務の質を維持・向上させるためには、インターネットや無線 LAN、各種システムの環境について引き続き不断の見直しを行うことが必要であり、財源を確保しつつ、検討を続ける必要がある。特に、クラウド化等の急速な進展がインターネット回線の帯域を圧迫しており、ネットワーク設計の見直しと回線の増強が喫緊の課題であるが、そのためには、将来にわたり安定した財源を確保する必要がある。</p> <p>なお、本学では、新型コロナウイルスの感染拡大が生じた際には、直ちに Zoom を導入し、全国の大学の中でも一早く遠隔授業を開始した。感染収束後も、社会人学生が大半を占める大学院では、遠隔授業を積極的に活用している。このような教育のあり方については、ICT 環境の整備の状況と遠隔授業の長所・短所を踏まえつつ、引き続き検討していく必要がある。</p>	<p>2) 継続的な研究成果の創出のための環境整備</p> <p>本学の中期目標では、文部科学省科学研究費補助金(以下「科研費」という。)の採択件数について数値目標(毎年度 65 件以上)が示されているほか、大型研究や他の外部研究資金の獲得にも取り組むよう指示されている。このことも踏まえ、研究開発センターでは、教員の研究能力の向上を図るとともに、外部研究資金の獲得に向けた様々な支援を実施している。</p> <p>具体的には、創造的な研究成果の創出のために、各教員に対し教員活動費を配分するほか、教員の研究能力の向上、科研費申請のインセンティブ付与等を目的として奨励研究制度を整備している。その内容は、①科研費の応募者、採択者及び不採択者に対する研究継続のための助成金の支給、②新任者及び休業からの復帰者等に対する研究リスタート支援としての競争的助成金の支給、③国内外の学会発表及び Impact Factor のある雑誌への論文投稿にかかる費用の助成である。</p> <p>また、本学では、教員の科研費等の獲得を支援するため、URA(University Research Administrator)を導入し、外部有識者に URA プレアワード業務(研究外部資金申請に関する相談対応、研究計画書及び申請書類の添削等)を委嘱するとともに、ポストアワード業務(研究データ分析、研究成果の発信支援、研究報告書の作成等)を行うコーディネータを研究開発センターに配置し、教員が獲得した大型研究の遂行を支援している。また、科研費獲得支援セミナーや学内向け科研費公募説明会等を開催するほか、研究倫理研修会等では、教員・学生に対して現状に即した倫理等に関する教育機会を設けている。</p> <p>本学の研究活動については、科研費採択件数に係る数値目標を達成する観点から、教員自ら研究代表者となって科研費の採択を目指すことが重視され、難易度が高い大型研究への挑戦や科研費以外の資金による研究等には必ずしも積極的ではなかった。そのため、現在、科研費採択件数の増加に向けた取組みを行うことに加え、教員の研究の自由を保障し、多様で独創的な研究成果の創出を促す観点から、厚生労働科学研究費補助金、民間助成金など様々な外部研究資金の獲得、産学連携による共同研究・受託研究を奨励しているところである。また、埼玉大学やものづくり大学との取決めにより、他大学教員との共同研究も奨励している。これらは異分野の教員との学際的な研究となるため、本学にない視点や方法の導入により新たな研究成果が生み出されるとともに、参加する教員等の資質向上につながるものと期待される。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>なし</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>教育 DX を推進するため、財源を確保しつつ、機器やシステムの整備を進める必要がある。また、継続的に研究成果を創出するためには、教員の研究能力向上や研究活動に対する支援を強化する必要がある。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	情報システム利用規程 情報セキュリティ基本方針 web ツール
②	継続的な研究成果の創出のための環境整備 持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われている。	奨励研究募集要項 Impact Factorのある雑誌に掲載された学術論文に関する助成要項 奨励研究外部発表経費取扱要領 埼玉県立大学海外研究発表経費助成要項 研究開発センター年報

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>1) 自己分析活動の方針等</p> <p>本学は、学則(第 2 条)に「教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めている。これに基づき実施する自己点検・評価では、中期目標に基づく中期計画の進捗状況や年度計画の達成状況について、部局ごとに評価を行った後、経営審議会・教育研究審議会の審議、理事会での議決を経て、業務実績報告書としてまとめている。それにより埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会の評価を受け、それを次の計画に反映させるというPDCA サイクルを構築している。</p> <p>他方、本学としては、中期目標に具体的に記されているかどうかにかかわらず、経済社会の変化、本学に求められる役割、大学設置基準や高等教育政策の動向等を踏まえつつ、大学として自らの責任において、教育・研究等の活動の質の向上に向け、恒常的な自己分析とそれに基づく改善の取り組みを続けることが重要と考えており、内部質保証に関するルール・体制の整備やその考え方の周知に努めてきたところである。その具体的な取り組みを以下のとおり紹介する。</p>	<p>No.2 教員の研究活動の支援【研究環境整備】</p> <p>本学では、中期目標を踏まえ、教員の研究活動の支援を行うため、主に2つの取り組みを実施している。具体的には、①科研費の応募者等への助成金支給等を行う奨励研究制度、②外部研究資金獲得のための相談対応・助言や大型研究の業務支援等を行う URA 制度である。今後、これらの取り組みの成果を分析し、支援の充実に繋げていくこととしている。</p>
<p>2) 具体的な取り組みについて</p> <p>No.1 学修成果の把握・可視化及び教育改善の取り組み【学修成果】</p> <p>教育分野における自己分析活動については、高等教育開発センターが「教育の内部質保証に関する方針」を策定し、内部質保証を全学的に推進している。2022 年度にはこれを改訂し、大学全体、学位プログラム、授業科目のレベルごとに学修成果の把握と可視化を進めることを明記した。2024 年度にはその内容を具体化した「教育の内部質保証の実施におけるガイドライン」を策定した。また、現在、「アセスメントプラン」に沿って学修成果の把握・可視化を行っている。各授業の中間及び終了時に実施する「授業評価・学修成果アンケート」の結果を分析すること等により、授業内容とディプロマ・ポリシーとの関連性や授業に関する学生の評価や満足度等を把握し、その結果を授業改善に繋げる仕組みを構築している。</p>	<p>No.3 担任制度等による学習支援や国家試験対策</p> <p>本学は学生担任制を設けており、学生ごとに学生担任が配置されている。学生担任は学生生活上の助言や指導はもちろん、国家試験担当教員と連携しての国家試験対策を行うなど、幅広くきめ細やかな修学・進路支援を行っている。支援内容は学生支援委員会で共有し随時見直しを行っており、高い国家試験合格率を継続するとともに、学生満足度の高い本学の特徴的な取り組みとなっている。</p> <p>No.4 IR の推進</p> <p>本学は、IR 活動として、IR データベースの整備、学生調査の実施、情報公開、業績評価指標のモニタリングなどを行っている。個別的分析結果は理事会、教育研究審議会等に報告し、その意見を踏まえ、事業の改善・見直しに活用している。また、IR 活動の状況について、IR 推進会議で議論し、充実を図っている。引き続きデータの収集・蓄積に努め、その分析結果を大学運営に反映させていく。</p> <p>No.5 入試問題の検証・改善</p> <p>入試問題がアドミッション・ポリシーに掲げる能力を評価するために適切なものとなっているかどうかを分析するため、2023 年度から始めた取り組みである。学長に指名された委員を中心に分析を行い、入試委員会及び問題作成者に報告することにより、入試問題の改善に繋げている。まだ開始したばかりの取り組みではあるものの、入試問題の改善に繋がっていると考えられ、継続して取り組んでいくこととしている。</p>

2) 自己分析活動の取り組み（目次）

※学修成果の適切な把握及び評価、並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する取り組み等をそれぞれ1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	学修成果の把握・可視化及び教育改善の取り組み【学修成果】	37
2	教員の研究活動の支援【研究環境整備】	38
3	担任制度等による学習支援や国家試験対策	39
4	IR の推進	40
5	入試問題の検証・改善	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	学修成果の把握・可視化及び教育改善の取組み【学修成果】
分析の背景	<p>中期目標では、教育活動の質の向上を図るため、IRを活用して学修成果の測定・評価を行い、教育の内容や方法を継続的に見直す体制を整備することが求められている。これを踏まえ、中期計画では、PDCAサイクルなどの体制の整備を推進することとしている。具体的には、2022年度に策定した「アセスメントプラン」に沿って、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルでPDCAサイクルによる教育の質向上のための活動に取り組んでいる。</p>
分析の内容	<p>1) 学修成果の把握・可視化</p> <p>① 学部</p> <p>授業評価・学修成果アンケート、学生調査、GPA 値を共通基礎データとし、毎年度調査分析を行う。授業評価・学修成果アンケートは全学生・全科目を対象とし、授業の中間時及び終了時に実施する。学生調査は、教育や学生生活全般について在学生及び卒業生に対して実施している。</p> <p>大学全体レベルでは、在学時には単位数、履修者数、GPA 値を、卒業時には進路決定率、国家試験合格率、学生満足度を基本的な指標とし、アセスメントプランに沿って、モニタリングや調査分析を行っている。また、e-ポートフォリオを活用した学修成果の把握・可視化を進めており、具体的には、「コンピュータ演習」(1年次必修)、「スタートアップセミナー」(1年次必修)、「IPW 実習」(4年次必修)をアセスメント科目に指定し、授業の前後でディプロマ・ポリシー (DP) の達成度に関する学生による評価を把握している。学位プログラムレベルでは、上記の基本的な指標のほか、授業評価・学修成果アンケートにより、授業内容と DP との関連性や授業方法等に関する学生の評価、満足度等を把握している。調査に当たっては、DP の内容を学生向けにわかりやすくまとめた「SPU10 の学士力」を作成し、学内に周知している。授業科目レベルでは、授業評価・学修成果アンケートを授業の中間時及び終了時に実施可能とし、終了時の結果は次年度の授業改善に活用するとともに、次年度シラバスに具体的な改善内容を記入することとしている。また、2024年度から科目責任者以外の教員によるシラバス・チェックの取組みを開始したところである。</p> <p>② 大学院</p> <p>大学全体レベルでは、学部と同様、取得単位数、履修者数、GPA 値、学生満足度などの指標を活用している。学位プログラムレベルでは、様々な指標に加え、アセスメント科目として「IPW 論」(博士前期課程)、「IPW システム開発論」(博士後期課程、2025 年度開始)を指定しているほか、研究デザイン発表、特別研究中間発表、論文審査、学位論文のそれぞれの段階での DP の到達度を明確化するため、2024年度からルーブリック及び e-ポートフォリオを活用した点検について検討している。授業科目レベルでは、授業評価・学修成果アンケート等により各教員が点検を行っている。</p> <p>2) 教育改善の取組み</p> <p>上記の状況については、高等教育開発センターが評価・分析を行った上、教育研究審議会に報告し、審議がなされる。高等教育開発センターは、それらの結果を踏まえ、改善策を検討し、学部長や研究科長に指示を行う。このサイクルを通じ、大学院では 2024 年度に 3 つのポリシーを見直し、学部では 2027 年度のカリキュラム改訂に向け、3 つのポリシーの見直しを検討しているところである。</p> <p>なお、これらの取組みについては、高等教育開発センター報告書及び年 4 回発行のニュースレター (EDC. info)、高等教育開発センターフォーラムなどで周知している。また、ウェブサイトにおいて大学院生・修了生の研究業績を公表している。</p>
自己評価	<p>現在、学部・大学院の各レベルにおける PDCA を推進する体制が概ね整ったところであり、これを実質化していく必要がある。今後、学修成果の把握方法の改善の検討、e-ポートフォリオの一層の活用、授業評価・学修成果アンケート調査の回収率向上、学生へのフィードバック方法の改善、学外への学修成果の公表などを行い、教育の質の向上に着実に取り組んでいくこととしている。</p>
関連資料	<p>高等教育開発センター報告書、教育の内部質保証に関する方針、教育の内部質保証の実施に関するガイドライン、大学院研究科の活動について、SPU10 の学士力、EDC. info、授業評価・学修成果アンケート結果</p>

タイトル (No. 2)	教員の研究活動の支援【研究環境整備】
分析の背景	<p>中期目標では、研究活動について「地域の諸課題や時代の先端を見据えた実用的かつ実践的な研究や、より大型の研究に積極的に取り組むとともに、各事業年度における科学研究費助成金の採択件数 65 件を目指す」とされている。これを受け、中期計画では、「研究開発センターは、教員の研究能力向上を支援するとともに、大型研究の実施に向けた支援を行う」こととしている。これらを踏まえ、本学では、教員の研究活動を支援するため、研究開発センターが中心となり、研究推進委員会や教育研究審議会での議論・審議を経て、奨励研究制度や URA 制度を整備するなどの取組みを行っている。</p>
分析の内容	<p>1) 奨励研究制度</p> <p>奨励研究制度は、科研費への応募を奨励し、不採択であった場合でも、研究の規模や日本学術振興会の評価に応じた金額の助成を行うことで、科研費応募を促進し論文発表等の研究成果の増加につなげることを目的としている（基準 1_ヌを参照）。2)の URA プレアワードとも連携しながら、次年度の応募に向けた支援を行うほか、複数の教員で新しい学術領域を切り開く独自性のある研究や、新任及び長期休暇から復職後の教員の研究に対して助成金を支給するなど、独創的な研究に積極的に取り組みたい教員等に対する支援も行っている。</p> <p>奨励研究制度による支援策については、助成後に研究成果の報告や科研費への応募等といった義務を課しており、教員に研究への動機づけを行うものとなっている。また、助成を受けた研究の質や教員の研究実績については、毎年度、研究評価委員会（学外研究者が委員）によって評価を受けており、その意見を踏まえて、奨励研究制度の内容・方法等の改善を行っている。</p> <p>2) URA 制度</p> <p>2022 年度から本格的に開始した URA 制度は、教員の科研費等の外部研究資金の獲得を支援することを第一の目的としており、主に 2 つの活動を行う（基準 1_ヌを参照）。プレアワードは、外部研究資金獲得のために、科研費、大学間共同研究、大型の民間助成金等に関する相談対応、助言、申請書の添削等を行うものである。予算的な制約があるため、専任の URA を置いておらず、研究支援のノウハウを持った他大学の教員に委嘱している。ポストアワードは、大型研究資金を獲得した教員のために配置する研究コーディネータであり、研究資金の適切な執行や更なる外部研究資金獲得に向け、研究データの分析、報告書作成、対外発信等の支援を行っている。</p> <p>3) 取組みの効果</p> <p>科研費については、近年、新規採択件数は 20 件から 30 件程度、新規採択率は 20%から 30%の間で推移している。奨励研究制度に関しては、奨励研究費の助成対象者のうち、翌年度に新規採択される教員数は例年 10 人以下である。科研費の応募・採択には、国の学術研究振興政策の動向、教員の研究以外の活動（教育等）との兼ね合い、大学の財政運営上の観点からの職位構成の見直し等、様々な要因が影響するため総合的な分析が必要であるものの、制度の効果を向上させるため、引き続きそのあり方を検討していく。</p> <p>また、URA プレアワードについては、2022 年度からの取組みであり、2023 年度にかけて利用教員数や相談の回数が増え、科研費の応募件数も増加したものの、採択件数は減少している。科研費への応募・採択については、上記のとおり様々な要因が影響を与えるため総合的な評価が必要であり、プレアワードの配置が科研費獲得増にどの程度影響しているかは、現時点では判断できていない。また、ポストアワードについては、研究が複数年に跨るような大型研究を対象としているため、その効果の分析はまだできていない。URA 制度の成果については、今後分析を行い、必要に応じて、支援の在り方の見直しを検討する必要がある。</p>
自己評価	<p>2024 年度科研費採択件数は 68 件であり中期目標に定められた 65 件を上回っているものの、科研費等の外部研究資金の応募・採択や大型研究の増加につながるよう、大学内外の環境の変化を踏まえながら、教員の研究活動に対する支援のあり方を継続的に検討していく必要がある。特に URA のプレアワードやポストアワードについては、まずは制度の積極的な利用が重要であり、教員に対する周知を徹底するとともに、よりよい制度のあり方を検討していくこととしている。</p>
関連資料	FACTBOOK 、 研究開発センター年報 、 奨励研究費募集要項 、2024 年度第 2 回研究評価委員会資料

タイトル (No. 3)	担任制度等による学習支援や国家試験対策																																				
分析の背景	<p>本学では、学生の学習意欲を高め、安心・安全な学生生活が過ごせるよう、学習・健康・生活の相談を行うなど、学修支援や生活支援の体制の充実を図ることを中期目標に明記しており、学生担任制によるきめ細かい学修支援を実施している。</p> <p>また、本学は、看護師や理学療法士など計9職種の保健・医療・福祉系国家試験受験資格を得ることが可能で、中期計画には、国家試験対策の充実を図ることを明記し、国家試験合格者を学生支援分野における業績評価指標の一つとして設定して、常にその動向を分析・評価している。</p>																																				
分析の内容	<p>1) 学生担任による支援</p> <p>本学では、「学生の支援に関する方針」に従い、学生担任等と連携して、学修支援、生活支援、進路支援を行っている。学部にあつては、学科・専攻の年次生ごとに学生担任を置き、大学院にあつては、研究指導教員が学生担任となっている。各学生担任は、全学生に対し年2回以上面談の機会を設けている。また、学生担任は、身分異動（休学、復学、退学等）や修学上・学生生活上の様々な相談、障害に関する配慮や就職・進学の相談などを受け、所属する学科・専攻又は大学院の学生支援委員、保健センター及びその他の学生支援に関わる教職員と、必要に応じて情報共有を行い、連携して助言や指導を行っている。</p> <p>2) 国家試験対策について</p> <p>国家試験対策については、学科・専攻ごとに国家試験担当教員を配置し、学科会議等で学習状況・成績等の情報共有を行っているほか、職種ごとに模擬試験を実施し、学生が客観的に自己レベルを把握できる機会を提供している。また、受験科目別の対策強化を図るため、模擬試験以外にも職種や出題科目に応じた、教員による対策講座を複数回実施しているほか、学生個々の取組み状況に応じて、学生担任及び国試担当教員が学習状況や学習方法等を個別に助言・指導している。さらに、教員が学生の成績に応じてグループ分けを行い、学び合いの場を提供するなど学習環境の整備も行っている。なお、国家試験の試験結果については、理事会、教育研究審議会、学内会議等において情報を共有するなど、全学的に関心を持って対策を展開している。</p> <p>3) 取組みの効果</p> <p>学生担任制度については、2024年度の在学生・卒業生に対する学生調査の結果では、いずれも回答者の9割以上が「満足」又は「やや満足」と回答している。また、各学生担任による面談の実施率は学部、大学院ともに概ね100%であり、円滑な学修支援に寄与している。</p> <p>また、国家試験対策については、2024年度の卒業生に対する学生調査の結果では、回答者の約9割が「満足」又は「やや満足」と回答するなど、高い評価が得られている。これらの対策の結果、本学国家試験合格率は、例年、ほぼすべての職種で全国平均を上回る水準となっている。まれに全国平均を下回ることがあるが、受験者の母数自体が少ないためであり、全体的に高い水準を維持している。</p> <p>【表】2024年度国家試験合格率</p> <table border="1" data-bbox="368 1547 1473 1787"> <thead> <tr> <th>資格名</th> <th>本学の合格率</th> <th>新卒者の全国合格率</th> <th>資格名</th> <th>本学の合格率</th> <th>新卒者の全国合格率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>99.3%</td> <td>95.9%</td> <td>社会福祉士</td> <td>96.6%</td> <td>76.5%</td> </tr> <tr> <td>保健師</td> <td>100%</td> <td>96.4%</td> <td>精神保健福祉士</td> <td>100%</td> <td>84.2%</td> </tr> <tr> <td>助産師</td> <td>100%</td> <td>99.3%</td> <td>臨床検査技師</td> <td>92.7%</td> <td>94.0%</td> </tr> <tr> <td>理学療法士</td> <td>100%</td> <td>95.2%</td> <td>歯科衛生士</td> <td>100%</td> <td>94.3%</td> </tr> <tr> <td>作業療法士</td> <td>100%</td> <td>92.5%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資格名	本学の合格率	新卒者の全国合格率	資格名	本学の合格率	新卒者の全国合格率	看護師	99.3%	95.9%	社会福祉士	96.6%	76.5%	保健師	100%	96.4%	精神保健福祉士	100%	84.2%	助産師	100%	99.3%	臨床検査技師	92.7%	94.0%	理学療法士	100%	95.2%	歯科衛生士	100%	94.3%	作業療法士	100%	92.5%			
資格名	本学の合格率	新卒者の全国合格率	資格名	本学の合格率	新卒者の全国合格率																																
看護師	99.3%	95.9%	社会福祉士	96.6%	76.5%																																
保健師	100%	96.4%	精神保健福祉士	100%	84.2%																																
助産師	100%	99.3%	臨床検査技師	92.7%	94.0%																																
理学療法士	100%	95.2%	歯科衛生士	100%	94.3%																																
作業療法士	100%	92.5%																																			
自己評価	<p>学生担任による支援では、学生担任・学生支援委員等が連携して、きめ細かい学修支援・進路支援を継続して実施している。また、国家試験対策については、毎年、多くの職種が全国平均を上回る高い国家試験合格率を保っている。それぞれ、学生支援委員会において、各学科・専攻及び大学院の学生面談や国家試験対策の実施状況等について情報共有を行い、継続的に分析・評価・見直しを行っており、取組みは成果を挙げている。</p>																																				
関連資料	学生担任制度に関する規程 、 学生の支援に関する方針 、 学生調査 、 FACTBOOK 、 高い国家試験合格率																																				

タイトル (No. 4)	IR の推進
分析の背景	<p>本学における IR (Institutional Research) は、2017 年度に実施した自己点検・評価の結果を踏まえて開始された。自己点検・評価では、「内部質保証の PDCA サイクルが有効に機能しているとは言えず、その背景の一つとして内部質保証を推進する前提となる情報の収集・分析 (=IR) 方法が確立できていないことが挙げられる」とされた。その後、準備期間を経て、2020 年度から IR データベースの整備など IR への取組みを本格的に開始した。本学では IR の目的を「大学運営における意思決定及び内部質保証を支援するとともに、学外への説明責任を果たすこと」と定め、様々な分野で活用している。</p>
分析の内容	<p>1) IR システムの現状</p> <p>本学は IR システムと称する、学籍番号で紐づけされた学生の様々な情報（入試結果や GPA、出身地や就職先など）を格納した「教学データベース」と本学を含めた全公立大学の各種基礎データを格納した「公立大学実態データベース」を保持している。データベースは各部局が保有する情報を横断的に収集し毎年度更新しているほか、必要に応じて新たなデータの収集及び蓄積を行っている。例えば、2021 年度には今まで部局別に行っていた在学生・卒業生に対するアンケートを再編・統合した「埼玉県立大学学生調査」を実施し、データの蓄積・分析を開始した。さらに 2024 年度からは、学生情報のみならず、新たに教員の論文実績や地域活動等のデータベース化を行った。なお、これらのデータは個人が識別できないよう匿名化を行った上で格納し、分析に用いている。</p> <p>2) IR の運営</p> <p>IR システムは、IR における情報管理や分析体制等について定めた IR の推進に関する規程（以下「規程」という。）に基づき運用されている。事務局企画・情報担当の管理のもと、高等教育開発センター員等の一部の教職員がアクセスできるほか、各部局長等も申請に基づき、業務を遂行する上で必要なデータの提供を受けることができる。また、規程に基づき、学長を議長とし、理事長以下幹部教職員が参加する「IR 推進会議」を毎年度開催しており、IR 分析状況の報告や新たなデータ収集に関する議論等を行い、IR の推進を図っている。</p> <p>3) IR の活用</p> <p>IR の結果は、大学運営、教学その他の分野における計画や事業を検討する際に活用されている。以前は、大学運営においてデータに基づく議論があまり行われていなかったが、現在、IR データを活用し、根拠に基づき、様々な計画や業務の検討を行っている。例えば、2023 年度からの第 3 期中期計画では、業績動向をモニタリングするための「業績評価指標」を 28 項目設定した。指標は、退学率、休学率、国家試験合格率、科研費新規採択率、自治体等への委員派遣数、寄附者数など、大学運営全般にわたり各分野の業績（アウトカム）を表す代表的な指標を設定し、その動向をチェックしている。これらは半期ごとに集計し、理事会、経営審議会等に加え、地方独立行政法人評価委員会等の議論に供するとともに、大きな変動が見られた項目についてはその理由や背景を分析し、必要に応じ、翌年度事業の改善につなげることとしている。また、情報公開を強化する観点から、各種データを図表を用いてわかりやすくまとめた「埼玉県立大学 FACTBOOK」や学生調査の結果の概要を作成し、ウェブサイトに掲載している。</p> <p>また、教学分野では、高等教育開発センター（調査・分析部門）に教学 IR の知識を有する教員を配置しており、教学データベースに格納されたデータを用いて学修成果の把握と可視化に向けた取組みを行っている（基準 2_No.1 を参照）。また、教学データは、随時、各センターや学科・専攻等の必要に応じ、入学試験、就職支援、国家試験対策等のあり方を検討するために利用されている。</p>
自己評価	<p>本学では、IR について既に情報の収集から集計、分析、公表に至る一連のシステムや制度が整備されており、大学運営や教学の分野での活用も増加しつつある。引き続き、データベースの拡充を進めるとともに、各学科・専攻等による IR の積極的な活用を促進していくこととしている。</p>
関連資料	FACTBOOK 、 学生調査 、 業績評価指標の推移 、2024 年度 IR 推進会議資料

タイトル (No. 5)	入試問題の検証・改善
分析の背景	学部・大学院における入試問題について、アドミッション・ポリシーで示された能力や意欲を備えているかどうかを判定すべく、それぞれ学部長及び研究科長が長となり、年度ごとに任命される複数の教員が入試問題作成者として試験問題を作成してきた。しかし、入試問題の正答率や採点基準等を検証し、翌年度以降の出題の改善につなげるためのフィードバックの体制がこれまでなかったことから、2023年度から入試問題の評価・分析・検証を行う取組みを開始した。また、2024年度に入試委員会規程及び大学院入試委員会規程を改正し、委員会の下に試験問題作成部会及び入試評価分析部会を設置することにより体制を整備した。
分析の内容	<p>1) 入試問題の分析の体制と方法</p> <p>入試問題の分析については、実施初年度である 2023 年度では、入試委員会及び大学院入試委員会から指名された教員が行ったが、2024 年度には、それぞれの委員会の中に入試評価分析部会（部会長は委員のうちから委員長が指名）が設置され、以下の観点から入試問題が適切に作成されていたかの評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本学で求める人材を適切に見出す問題となっているか ② 問題の内容（分量・難易度・形式等）はどうか ③ 採点基準は適切か <p>①については、入試問題の個々の設問において測られる能力や意欲が本学のアドミッション・ポリシーに適合しているか、②については、受験生の解答傾向や設問ごとの正答率などから、問題文の文章の長さや出題形式に問題がなかったか、③については、評価者によって小論文や面接の採点に大きな差異が生じていなかったか、採点基準は受験生の解答を正確に評価できるものだったかを分析した。分析した結果は入試委員会及び大学院入試委員会で報告されるとともに、問題作成者に共有され、次年度の入試問題作成における改善につなげている。</p> <p>2) 入試問題の分析の結果とその活用</p> <p>2023 年度入試（2022 年度実施）の問題を分析した結果については、2024 年 3 月に入試委員会及び大学院入試委員会に対し、以下のとおり報告された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学部の入試問題については、本学の入学者選抜には適度な難易度であり、全体としては概ね本学が求める人材を適切に見出す問題となっている。また、客観式テストと論述式テストを組み合わせる出題形式も適切である。一方、一部の問題は配点方法に問題があり、得点率が非常に低くなっていたほか、小論文については、評価者の主観的な判断の入り込む余地が比較的大きいものであったことから、配点方法の改善やより具体的な採点基準の作成が求められる。 ・ 大学院の入試問題については、筆記試験問題の分析と合わせ、TOEIC[※]や面接の得点分布の分析も行った。筆記試験については、アドミッション・ポリシーで示されている能力や意欲の全体を確認する問題が作成されており、問題文の分量、形式や難易度においても妥当である。一方、面接については、本学で求める人材を適切に見出すには現在の項目だけでは不十分な点があり、また、採点基準についても再度検討が必要である。 <p>※ 本学では、英語の試験については、TOEIC の試験結果を提出させている。</p> <p>この報告を受け、2025 年度入試では、学部・大学院の試験問題作成部会、入試委員会及び大学院入試委員会において改善の検討がなされ、見直しが行われた。</p>
自己評価	毎年入試問題について問題作成者とは別の複数の教員が検証・評価を行うことにより、客観的な視点から課題を発見し、改善につなげることができる。このような方法での入試問題の継続的な改善は、アドミッション・ポリシーに示された本学が求める人材をより適切に見出すことを可能とし、本学のカリキュラムによる学修の成果を向上させ、ディプロマ・ポリシーに示された能力等を効果的に身に付けさせることに資する取組みである。
関連資料	入試委員会規程 、 大学院入試委員会規程

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>1) 本学の理念・目的</p> <p>本学は埼玉県が設立した大学であるため、県内に保健医療福祉の専門人材を供給することを第一の目的として、地域に密着した教育研究等の活動を行っている。また、本学は、「陶冶、進取、創発」を基本理念と定め、保健医療福祉に関する教育・研究の中核となって地域社会に貢献することとしている。</p> <p>具体的には、保健医療福祉分野における幅広い高度なサービスに対応できる資質の高い人材の養成や指導的役割を果たすことができる人材を県内に供給するため、学部及び大学院(博士前期・後期課程)を設置し、基礎教育から高度専門教育まで提供するとともに、専門職連携教育の充実等を図り、地域共生社会の実現に貢献できる人材を養成している。また、研究面では、大学として、自治体、企業等とも連携しつつ地域包括ケアシステム等をテーマとした研究を推進している。さらに、地域連携として、特に地元の自治体や住民と連携した取組みを強化している。</p> <p>以下では、専門職連携教育など、地域と密接に関係する5つの取組を紹介する。</p>	<p>標として示されている。この達成に向け、県内病院説明会やバスツアーの開催及び指定校推薦採用選考枠の確保等の取組みを行っている。県内就職の促進については、東京都と埼玉県の賃金格差、県内の雇用情勢など本学の努力だけでは対応できない面もあるが、学生の意思を尊重しながら、県内就職の促進に努力しているところである。</p>
<p>2) 具体的な取組みについて</p> <p>No.1 専門職連携教育・研修の推進</p> <p>本学は、全国に先駆けて専門職連携教育(IPE)を導入し、多様な専門職が連携し、患者や利用者に対し統合的なケアを提供することができる人材の育成に取り組んできた。2012年度には県内の他大学と協働して実習や研修等を行う「彩の国連携力育成プロジェクト」代表校として活動するなど、年々その取組みを深化させてきたところである。開学25周年に当たる2024年度には、IPEの一層の拡充と地域における人材育成の拠点としての機能を高めるため、専門職連携教育研修センター(IPEセンター)を新設した。これにより、専門職連携教育の充実、保健医療福祉施設等との連携、IPEの普及啓発等の取組みが強化されることが期待される。</p>	<p>No.3 地域に根差した研究プロジェクトの実施</p> <p>本学では、研究開発センターが中心となって、地域における保健医療福祉の課題を解決するため、自治体、企業、地域住民等と連携し、地域に根差した研究プロジェクトを推進している。具体的には、研究開発センタープロジェクトでは、地域包括ケア及び共生社会をテーマとした研究を実施している。また、教育・研究・地域連携の一体的推進事業では、地域連携の場を活用しつつ、地域課題の解決に向け、教員と学生が協働して研究・学習を行っている。</p>
<p>No.2 県内就職の促進</p> <p>中期目標には、「県内就職率60%」を達成することが数値目</p>	<p>No.4 地元自治体、住民等との連携の推進</p> <p>本学は、従来から、教育研究の成果を県内の自治体や住民等に広く還元してきたが、地域に根差した大学としての活動基盤を強化する等の観点から、地元の自治体や住民組織と連携した活動を強化している。例えば、「まちなかキャンパス」では、定期的な地元住民との意見交換会を踏まえて講座テーマを決定し、近隣の公民館等に教員が出張して健康講座等を行っている。今後も引き続き、教職員が地域に積極的に出向き、地域との連携強化に取り組んでいくこととしている。</p>
	<p>No.5 アントレプレナーシップ教育の推進</p> <p>本学の作業療法学科は、アントレプレナーシップ教育に注力しており、自治体の政策提案フォーラムやビジネスプランコンテストなどで多くの学生グループが受賞するといった成果を出している。現在、アントレプレナーシップ教育の有効性等の検証を行うとともに、他学科等に開放することの可能性も含め、次期カリキュラム改訂における位置づけを検討しているところである。</p>

2) 特色ある教育研究の取組み(目次)

No.	タイトル	ページ数
1	専門職連携教育・研修の推進	45
2	県内就職の促進	46
3	地域に根差した研究プロジェクトの実施	47
4	地元自治体、住民等との連携の推進	48
5	アントレプレナーシップ教育の推進	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	専門職連携教育・研修の推進
取組の概要	<p>本学では、学部・大学院において専門的知識・技術の習得のみならず、他分野の専門職等と連携し、人々の健康と生活を統合的に支えることができる人材を育成するため、全学必修の専門職連携教育（IPE：Interprofessional Education）を実施するとともに、実践現場（病院や施設等）の現職者に対する専門職連携実践（IPW：Interprofessional Work）のための研修等を通じ、生涯学習としての「連携力」涵養に取り組んできた。特に学部では、保健医療福祉施設等と連携した IPW 実習など、地域に密着した IPE を特徴にしている。</p> <p>これらの実績を踏まえ、学内における効果的・体系的な IPE プログラムの整備・運営、実践現場の連携・協力関係の強化、実践現場の専門職の連携力育成、IPE・IPW の普及と更なる探求などの課題に取り組むため、2024 年度に専門職連携教育研修センター（IPE センター）を新設した。</p>
取組の成果	<p>1) 学部・大学院における IPE</p> <p>学内における IPE は、学部及び大学院博士前期・後期課程の全学生に対して行われており、IPE 科目（学部 5 科目、大学院 2 科目）をそれぞれ必修科目としている。IPE に関する本学編のテキストとして、2009 年に「IPE を学ぶ」を、2022 年に「新しい IPW を学ぶ」を発刊した。IPE の効果については、卒業生調査で「保健医療福祉の現場で勤務するに当たり役立っている」との肯定的回答を多く得ている。</p> <p>その一方で、IPE 科目の運営は全学の教員が担っているが、教育目標や内容に対する共通理解の不足、専門分野以外の教育に関わる負担感等の課題がある。また、IPW 実習は年 1 回の実施であり、各専門分野の実習とは異なる教育方法であることから、実習施設の担当者との共通理解を図るための連携強化が課題となっている。</p> <p>2) 保健医療福祉専門職（現職者）に対する生涯学習、キャリアアップとしての IPE</p> <p>IPE の成果の地域への還元として、保健医療福祉現場の専門職等の生涯学習、キャリアアップの一環として活用できる専門職連携講座を実施している。2014 年度の開始以降、受講者それぞれの所属機関等でのキャリア形成・評価等にも資するよう名称やプログラムを変更・改良しており、2021 年度からは、学校教育法に基づく「履修証明プログラム」に位置づけ、履修証明書を交付している。今後、更に実践現場のニーズに合わせた、また受講しやすい講座プログラムへの改良が必要と考えている。</p> <p>3) 大学間連携による IPE の推進（彩の国連携力育成プロジェクト：SAIPE）</p> <p>2012 年度の文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択され、埼玉医科大学、城西大学、日本工業大学及び埼玉県とともに「彩の国大学間連携による住民の暮らしを支える連携力の高い専門職育成プロジェクト（彩の国連携力育成プロジェクト）」を実施し、その代表校として活動してきた。2016 年度の補助期間終了後も協定を結び、IPE 科目の共同開講や研修のほか、県内 13 職能団体との定期的な意見交流などを通じて、地域における IPW を担う人材育成に取り組んでいる。</p> <p>4) 専門職連携教育研修センター（IPE センター）の新設</p> <p>IPE の質の向上、地域における「専門職連携を実践できる人材育成」の中核的拠点となることを目指して、2024 年度に IPE センターを新設した。当センターは、学内における質の高い IPE を支援するとともに、実践現場の IPW ニーズに対応しながら、大学内外の IPE を一体的に展開することを目指している。具体的には、IPE 関連実習施設等を構成員とした意見・情報交換の場である IPE/IPW 推進コンソーシアムの設置や、現場の IPE/IPW 精通者からの助言・協力を得るアドバイザー体制の構築等により、実習施設との連携強化を目指す取組みを実行中である。</p>
自己評価	<p>本学の IPE は、全国の保健医療福祉専門職養成大学に先駆的かつ実践的な教育モデルを提供してきたと自負している。特に、地域の実践現場等との連携を前提とした地域密着型 IPE や生涯学習としての研修は、IPE を受けたことがない現職者の「連携力」涵養にも効果があると実践現場からの評価を得ている。一方、前述の課題解決に向けて、教員の IPE に関する能力開発、効果的・効率的な科目運営、実習施設との更なる連携強化等に取り組む、特色ある IPE の継続・発展に努めていく。</p>
関連資料	専門職連携教育研修センター 、 学生調査 、 彩の国専門職連携育成プロジェクト

タイトル (No. 2)	県内就職の促進																																
取組の概要	<p>本学は、埼玉県が設立した公立大学であり、県内に保健医療福祉の専門人材を供給することが主たる目的とされている。第3期中期目標では「2027年度までに県内就職率60%を実現すること」が目標として掲げられており、その達成に向け、学生支援センターが中心となって全学的な体制のもと、就職ガイダンスや学内就職相談会等の充実を図るとともに、低学年の段階から県内就職の魅力を伝えるなど、学生一人ひとりの意思を尊重しながら、県内就職の推進に取り組んでいる。</p>																																
取組の成果	<p>県内就職率については、学生の県内出身比率との間で強い相関関係が見られる一方、県内外の求人動向の違いや賃金格差、大病院や大企業の立地、県内の類似大学の状況、保健医療福祉人材確保のための自治体の施策など大学外で生じているものも含め、様々な要因の影響を受ける。特に埼玉県は、大病院や大企業が立地し、賃金水準の高い東京都に隣接しているため、学生の就職希望は都内の事業所に向かいがちである。このように、本学の努力だけでは解決が難しい様々な要因はあるものの、中期目標を達成すべく、学生支援センター、各学科・専攻及び事務局学生・就職支援担当（キャリアセンター）が連携し、以下のような取組みを行っている。</p> <p>1) 主な取組み</p> <p>① 県内病院説明会や対策講座の実施</p> <p>県立病院説明会や県内病院等の合同説明会を開催しているほか、若手の卒業生を招き、就職先を決めた理由や体験談、現在の働き方等について直接学生が相談・質問できる説明会等を実施している。</p> <p>② 低学年向け授業内における講義等</p> <p>学科や専攻の特性に応じて、県内病院の取組み事例紹介、ゲストスピーカーの招聘、病院見学会や各種専門職との交流会の実施など、低学年の段階から、県内で働く魅力や本学学生が県内で活躍することへの期待等を伝え、県内就職に関する関心を高めるための講義等を授業内で行っている。</p> <p>③ 個別面談等による情報提供</p> <p>学生担任教員等が前期・後期に各1回以上学生との個別面談を行うことを年度計画に定め、県内就職先の情報提供や希望先の確認等を行っている。また、キャリアカウンセラーがキャリア相談時に県内就職の魅力を伝えているほか、県内就職先について、過去の受験生からの情報をもとに、面接の設問や試験の傾向等を分析し就職先に応じた助言・指導を行うなど、採用試験対策を強化している。</p> <p>④ 指定校推薦採用選考枠の活用</p> <p>県内の病院、社会福祉施設等に指定校推薦採用選考枠の設定を依頼している。この制度では、希望する学生が早期かつ確実に県内就職できる一方、病院等の側でも安定的かつ確実に人材を確保できるメリットがある。2025年度当初時点で計10施設11職種の指定校推薦採用選考枠を確保しており、これまで計60人がこの制度を利用して就職している。</p> <p>⑤ その他</p> <p>その他の取組みとして、県内実習先の確保や県内病院見学バスツアーの実施、キャリアデザインブックによる県内就職の魅力紹介等を行い、県内就職率の向上に努めている。</p> <p>2) 取組みの効果</p> <p>県内就職率（学部）の推移は、図のとおりである。県内求人が少ない職種や東京に本社を置く企業等に就職を希望する学生が多い学科・専攻もあるため、2024年度は57.3%と、目標には達していない。しかし、2010年の公立大学法人化以降、長期的には緩やかな上昇傾向が見られ、学生の地元志向の高まりと合わせ、県内就職に向けた取組みの効果が出ていると考えられる。</p> <div data-bbox="1037 1597 1388 1821" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>県内就職率の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>就職率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2010</td><td>48.9%</td></tr> <tr><td>2011</td><td>50.3%</td></tr> <tr><td>2012</td><td>54.9%</td></tr> <tr><td>2013</td><td>53.9%</td></tr> <tr><td>2014</td><td>61.2%</td></tr> <tr><td>2015</td><td>61.2%</td></tr> <tr><td>2016</td><td>54.2%</td></tr> <tr><td>2017</td><td>54.8%</td></tr> <tr><td>2018</td><td>57.8%</td></tr> <tr><td>2019</td><td>54.8%</td></tr> <tr><td>2020</td><td>49.2%</td></tr> <tr><td>2021</td><td>53.4%</td></tr> <tr><td>2022</td><td>56.4%</td></tr> <tr><td>2023</td><td>57.2%</td></tr> <tr><td>2024</td><td>57.3%</td></tr> </tbody> </table> </div>	年度	就職率 (%)	2010	48.9%	2011	50.3%	2012	54.9%	2013	53.9%	2014	61.2%	2015	61.2%	2016	54.2%	2017	54.8%	2018	57.8%	2019	54.8%	2020	49.2%	2021	53.4%	2022	56.4%	2023	57.2%	2024	57.3%
年度	就職率 (%)																																
2010	48.9%																																
2011	50.3%																																
2012	54.9%																																
2013	53.9%																																
2014	61.2%																																
2015	61.2%																																
2016	54.2%																																
2017	54.8%																																
2018	57.8%																																
2019	54.8%																																
2020	49.2%																																
2021	53.4%																																
2022	56.4%																																
2023	57.2%																																
2024	57.3%																																
自己評価	<p>全学的に教職協働により県内就職率向上に向けた取組みを進めており、学内会議で定期的に学科・専攻ごとの県内就職に向けた取組みや成果等を共有するとともに点検・評価を行い、取組み方法の改善や効果的な事例の情報共有等を行っている。県内就職率の向上は、本学の努力だけで対応できない部分もあるが、本学ができる最大限の努力を行っており、その成果は徐々に表れてきているものと考えられる。</p>																																
関連資料	FACTBOOK 、 高い進路決定率 、キャリアデザインブック、 学生調査																																

タイトル (No. 3)	地域に根差した研究プロジェクトの推進							
取組の概要	<p>現在、少子高齢化や人口減少、社会問題の多様化・複雑化等が進む中で、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現が喫緊の課題とされている。本学は、県立の大学としてこれらの課題に取り組むため、地域に根差した研究活動を推進し、その成果を広く地域社会に普及していくこととしている。具体的には、研究開発センターの主導により、学内の教員等が参加する、地域に根差した2種類の研究プロジェクトを推進している。</p>							
取組の成果	<p>1) 研究開発センタープロジェクト</p> <p>研究開発センターは、個々の教員の研究能力向上を支援するほか、大学としての研究プロジェクトを自ら実施している。2016年度に同センターが創設されて以来、研究テーマは「埼玉県の地域包括ケアシステムの発展・深化及び地域共生社会の実現」とされてきた。このテーマに沿って学内で公募を行い、幹部教職員からなる研究開発センタープロジェクト選定委員会（学長が委員長）が「地域の諸課題の解決や時代の先端を見据えた実用的・実践的な研究である」と認めたものをプロジェクトとして採択する。プロジェクトの実施期間は2～3年である。学科横断的な学際的研究が推奨されており、採択された研究グループに対しては研究費が助成される。</p> <p>これまで実施したプロジェクトは13件であり、2023年度の実績は表1のとおりである。例えば、「妊産婦の健康課題解決に向けた子育て世代地域包括ケアシステム構築のための実証実験」では、越谷市立病院と連携し、周産期の女性に見られる腰痛や失禁、子育ての身体的苦痛に対し、産前産後の運動療法を実施した。その結果、産婦人科医との連携ネットワークが構築されるとともに、同プロジェクトに関連して科研費を獲得することができ、論文公表・学会発表にもつながった。</p> <p>【表1】 研究開発センタープロジェクトの実施状況（2023年度）</p> <table border="1" data-bbox="368 1025 1453 1160"> <tr> <td>妊産婦の健康課題解決に向けた子育て世代地域包括ケアシステム構築のための実証実験</td> </tr> <tr> <td>越谷市のデータベースを活用した介護予防事業の推進-ビッグデータ解析を用いた通いの場の効果検証</td> </tr> <tr> <td>多文化共生社会における外国にルーツを持つ子育て世代への包括支援推進のための実践研究</td> </tr> <tr> <td>「多主体協働による地域課題解決」を推進するための体制・方法に関する研究～支援者支援に焦点を当てて～</td> </tr> </table> <p>2) 教育・研究・地域連携の一体的推進事業</p> <p>本事業は、教育・研究・地域連携の3つの活動を一体的に行うものであり、地域連携の場を活用し、地域課題の解決に向け、教員と学生が協働して研究と学習を同時に行う。学生にとってはアクティブ・ラーニングの効果が期待され、教員の研究に参加することで地域連携のノウハウを学び、経験を積むことができる。研究活動が地域社会への貢献に直結しているという意識を育むことができる。</p> <p>本事業は2021年度から開始され、教育・研究・地域連携の一体的推進事業審査会において毎年度3件の研究課題が採択されている。2023年度の実績は、表2のとおりである。例えば、地域連携として高齢者向けの体操や体力測定会を学生が主体的に行い、その効果の検証が行われたが、学生のアクティブ・ラーニングが促進される効果も見られた。</p> <p>【表2】 教育・研究・地域連携の一体的推進事業の実績（2023年度）</p> <table border="1" data-bbox="368 1581 1453 1682"> <tr> <td>学生主導による地域高齢者の膝の痛みに対する集団体操の実践 -痛み焦点型と運動量焦点型リフレクションの運動効果の違い検証-</td> </tr> <tr> <td>地域スポーツコミッションの基盤構築に向けた取り組み -障害予防検診からスポーツと健康・教育・研究・活動を実践する-</td> </tr> <tr> <td>健康なまちづくり -地域住民の企画運営と大学（学生を含む）のサポートのあり方-</td> </tr> </table>	妊産婦の健康課題解決に向けた子育て世代地域包括ケアシステム構築のための実証実験	越谷市のデータベースを活用した介護予防事業の推進-ビッグデータ解析を用いた通いの場の効果検証	多文化共生社会における外国にルーツを持つ子育て世代への包括支援推進のための実践研究	「多主体協働による地域課題解決」を推進するための体制・方法に関する研究～支援者支援に焦点を当てて～	学生主導による地域高齢者の膝の痛みに対する集団体操の実践 -痛み焦点型と運動量焦点型リフレクションの運動効果の違い検証-	地域スポーツコミッションの基盤構築に向けた取り組み -障害予防検診からスポーツと健康・教育・研究・活動を実践する-	健康なまちづくり -地域住民の企画運営と大学（学生を含む）のサポートのあり方-
妊産婦の健康課題解決に向けた子育て世代地域包括ケアシステム構築のための実証実験								
越谷市のデータベースを活用した介護予防事業の推進-ビッグデータ解析を用いた通いの場の効果検証								
多文化共生社会における外国にルーツを持つ子育て世代への包括支援推進のための実践研究								
「多主体協働による地域課題解決」を推進するための体制・方法に関する研究～支援者支援に焦点を当てて～								
学生主導による地域高齢者の膝の痛みに対する集団体操の実践 -痛み焦点型と運動量焦点型リフレクションの運動効果の違い検証-								
地域スポーツコミッションの基盤構築に向けた取り組み -障害予防検診からスポーツと健康・教育・研究・活動を実践する-								
健康なまちづくり -地域住民の企画運営と大学（学生を含む）のサポートのあり方-								
自己評価	<p>研究開発センタープロジェクトでは、地域包括ケアに係る研究を推進し、地域課題の解決に向けた独自の研究活動を展開している。プロジェクトの一部は、地域課題を体系的に分析・評価し、自治体の事業モデルとなりつつある。また、教育・研究・地域連携の一体的推進事業では、教員と学生が地域住民と協働して活動しており、本学の特色ある事業となっている。研究活動を通じて、学生は地域の現場での実践的な学びを得るとともに、教員は地域特有の健康課題に関する研究を展開し、その成果を地域に還元することで、教育・研究・地域貢献の相乗効果を生み出している。これらについては終了後に地域での活用状況を調査するなどし、効果的な研究・事業のあり方を検討することとしている。</p>							
関連資料	研究開発センタープロジェクト 、 研究開発センター年報 、 教育・研究・地域連携の一体的推進事業 、 アーカイブ【プロジェクト】							

タイトル (No. 4)	地元自治体、住民等との連携の推進
取組の概要	<p>第3期中期目標では、自治体等への支援強化や地域住民が参加しやすい地域貢献活動の推進が掲げられ、中期計画でも、地域社会や行政機関等への貢献が定められている。このため、本学では、県民向け各種公開講座や学校出張講座の実施、自治体の審議会等への教職員派遣など従来からの活動に加え、地域との連携を強化する観点から、地元自治体や住民組織との協働による事業、学生の社会貢献活動に対する支援等の取組みを行っている。</p>
取組の成果	<p>1) 地元自治体との連携</p> <p>本学のキャンパスが所在する越谷市とは、2009年に包括連携協定を締結し、まちづくりや保健・医療・福祉の充実をはじめとする幅広い分野で連携・協力を進めている。2023年度には、「越谷市シルバーカレッジ」や「子ども大学こしがや・まつぶし」への本学教員の参加、第1期越谷こども計画策定のための「こども・若者居場所づくり」ワークショップの開催等を行った。また、越谷市に隣接する春日部市とは2011年に、同じく隣接する吉川市とは2021年に包括連携協定を締結し、本学の保健・医療・福祉に関する専門性を生かした、地域住民の健康や福祉の向上などに係る分野で連携・協力を進めている。春日部市においては、URの武里団地をフィールドとして、住民の健康づくりなどに関する様々な教育・研究活動を行ってきた。さらに2023年度には、「埼玉県立大学春日部市民講座」を開催し、健康や子育てに関する内容等について本学教員が講義を行った。吉川市においては、フレイル予防事業など地域包括ケアシステムの構築に係る取組みを実施している。</p> <p>2) 「まちなかキャンパス」の開催その他住民組織と連携した活動</p> <p>本学では、「地域に根差した大学」を目指す取組みの一環として、2023年度から「まちなかキャンパス」を実施している。これは、大学近隣の住民組織などと連携し、住民の興味・関心のあるテーマについて、本学教員が専門的立場から行う講座である。概ね1～2ヶ月に1回の頻度で実施しており、2023年度から2024年度まで計17回実施した。住民のニーズに応じて講座を開講し、教員が地域に出向いて住民と協働して講座を運営する点が特徴であり、大学の主導により大学構内で実施する公開講座等とは性格が異なるものである。</p> <p>大学近隣の自治会連合会と本学は隔月で幅広い内容の意見交換会を開催しており、住民から要望や課題の提案を受けている。その中から、本学が講座として教員の専門的知見をもって対応できるものは、まちなかキャンパスとして具体化している。また、他の地区のコミュニティ推進協議会とも意見交換会を実施しており、越谷市内においてまちなかキャンパスを横展開している。</p> <p>3) 学生ボランティアの促進</p> <p>本学では、2023年度から「地域活動プラットフォーム」の運営を開始した。地域活動・ボランティア活動に関心がある学生と、本学の学生の活動参加を求める団体等とをマッチングするための学内ポータルサイトである。プッシュ型のシステムであり、団体等からの募集情報を掲載するだけでなく、学生があらかじめ「子ども支援」や「医療機関支援」など関心分野を登録しておくことで、その分野の情報が入り次第、学生にお知らせが届く。これにより、学生のボランティア活動を促進していく。</p> <p>また、2022年度から、「夏休み小中学生向け学習支援ボランティア」の取組みを開始した。これは、包括連携協定に基づく越谷市や春日部市からの依頼に応じ、夏休み中の子どもの学習意欲を高めること等を目的としている。公民館などで、本学学生が小中学生に対し学習支援を行うもので、2023年度から2024年度にかけて計8日間の活動で学生64名が参加し、90名の小中学生を支援した。</p>
自己評価	<p>本学の使命である地域貢献は県全体を対象として行うべきものであるが、特に地元自治体や住民組織との連携・協力は、本学の活動の基盤をなすものである。地元との関係の強化は、身近なところで教育・研究のフィールドを確保できるというメリットがあるとともに、本学に対する住民の信頼を確保し、地域に根差した大学としての長期的な活動基盤の強化につながるものである。本学の取組みに対しては、地元自治体や住民組織から一定の評価を受けていると考えており、引き続き教職員が地域に積極的に出向き、地域との関係強化に取り組んでいくこととしている。</p>
関連資料	地域連携センター活動報告書 、 教育・研究・地域連携の一体的推進事業 、まちなかキャンパス参加者アンケート結果

タイトル (No. 5)	アントレプレナーシップ教育の推進
取組の概要	<p>アントレプレナーシップ教育とは、文部科学省によれば、自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探究したりすることができる知識・能力・態度を身につける教育である。本学の教育は保健医療福祉領域の専門職の養成が中心であるが、作業療法学科では、これに加え、保健医療福祉現場における課題解決を重視し、アントレプレナーシップ教育に取り組んできたところであり、課題解決に向けた学生の意識や態度を育成する上で大きな成果を挙げてきた。</p>
取組の成果	<p>1) アントレプレナーシップ教育導入の経緯</p> <p>作業療法学科では、2007年から3年次の「生活適応技術学」（現在の「生活環境技術学」）の一部として国際福祉機器展の見学を導入し、アントレプレナーシップ教育に対する取組を開始した。興味をもった福祉用具等の情報を収集し、その特徴や利点、介護保険制度との関係、関連企業の情報等を整理し、ポスター発表を行うという流れであり、モノ作りが社会課題解決に寄与することを実感できるプログラムであった。また、2010年には、3年次の「義肢装具学実習」に新たな課題として、グループで自助具の試作品製作を行い、発表及び学生間評価を行う「新たな作業療法のためのアイデアの創出」を導入した。社会課題解決に挑む上で重要である、問題を多角的に捉えて考える姿勢を養うことを目的としており、コミュニケーション能力の向上、リーダーシップの醸成、創造性・イノベーション力の強化等にも資するものであった。2022年には、3～4年次の必修科目である「卒業研究」を2コースに分け、従来のコースに加え、個人やグループでの自助具の考案、製作、効果検証等を課題とするコースを新設した。これにより、社会課題解決への取組が大学教育の集大成として位置付けられることになった。</p> <p>2) アントレプレナーシップ教育の成果</p> <p>学生が社会課題の解決に寄与しているとの実感を得るためには、その成果を披露し、評価を受けることが重要である。このため、学生に対し、自治体、企業等が主催するコンテスト等への参加を促している。これまで、「懸賞付学生論文（主催：埼玉県創業ベンチャー支援センター等）」で12グループ、「学生政策提案フォーラム in さいたま」で9グループ、「春日部市大学生政策提案コンテスト」で2グループ、「かすかべビジネスプランコンテスト」で4グループ、「開放特許を活用した学生アイデア発表会 in 埼玉」で5グループ、パテントコンテスト（主催：文部科学省等）で1名が受賞した。アントレプレナーシップに関する授業と学外での成果発表の経験は、学生に対し、起業家精神、創造性、自己効力感、チームワークとリーダーシップ、失敗からの学習、社会への影響力といった面で影響を与え、実社会でのキャリア形成における成功に結び付く可能性を高めることができるのではないかと考えている。</p> <p>3) 今後の課題</p> <p>現在、アントレプレナーシップ教育については、作業療法学科のみで行われており、専門領域によって教育の課程や進路などが異なるため、全学的に取り組んでいるわけではない。本学では、アントレプレナーシップ教育の内容等の検討を進めるとともに、学内での啓発を図るため、2024年度の教育・研究・地域連携の一体的推進事業（基準3_No.3参照）に「埼玉県立大学におけるアントレプレナーシップ教育の醸成に向けて」を採択し、教育の有効性等について検証を行った。現在、その結果を踏まえつつ、他の学科等に開放することの可能性も含め、アントレプレナーシップ教育を次期カリキュラム改訂の中でどのように位置付けるか検討を進めているところである。</p>
自己評価	<p>本学の作業療法学科では、社会課題解決を重視した教育に取り組み、アントレプレナーシップのマイルドを身に付けた学生を送り出してきた。現代の多様化・複雑化する保健医療福祉分野での課題に対応するためには、専門職としての国家資格の取得のみならず、課題解決の意欲を持った学生を養成することが不可欠である。本学としては、保健医療福祉系大学に適したアントレプレナーシップ教育のあり方を検討し、積極的に取り組んでいきたいと考えている。</p>
関連資料	<p>教育・研究・地域連携の一体的推進事業「埼玉県立大学におけるアントレプレナーシップ教育の醸成に向けて」</p>

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和7年5月1日現在)

事項	記 入		備 考																	
大学の名称	公立大学法人埼玉県立大学																			
学校本部の所在地																				
学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地																	
	保健医療福祉学部 看護学科 理学療法学科 作業療法学科 社会福祉子ども学科 社会福祉学専攻 福祉子ども学専攻 健康開発学科 健康情報学専攻 検査技術科学専攻 口腔保健科学専攻	1999年4月1日 1999年4月1日 1999年4月1日 1999年4月1日 2006年4月1日	埼玉県越谷市三野宮820 同上 同上 同上 同上	2014年4月社会福祉学科から改組 2025年4月健康行動科学専攻から名称変更																
	大学院課程	開設年月日	所在地																	
	保健医療福祉学研究科 博士前期課程(M) 博士後期課程(D)	2009年4月1日 2015年4月1日	埼玉県越谷市三野宮820 同上																	
	専門職学位課程	開設年月日	所在地																	
別科等	開設年月日	所在地																		
共通教育科 情報センター 保健センター 地域連携センター 学生支援センター 高等教育開発センター 研究開発センター 専門職連携教育研修センター	2010年4月1日 1999年4月1日 1999年4月1日 2003年4月1日 2010年4月1日 2010年4月1日 2016年4月1日 2024年4月1日	埼玉県越谷市三野宮820 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上																		
学生募集停止中の学部・研究科等	—																			
学士課程	学部・学科等の名称	専任教員等							非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考									
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手											
	保健医療福祉学部																			
	共通教育科	9人	9人	0人	0人	18人	—	—	0人	34人	—人									
	看護学科	13人	22人	0人	20人	55人	15人	8人	0人	4人	10.0人									
	理学療法学科	5人	9人	0人	2人	16人	8人	4人	0人	2人	10.1人									
	作業療法学科	4人	7人	0人	4人	15人	8人	4人	0人	2人	10.8人									
	社会福祉子ども学科	7人	13人	0人	3人	23人	12人	6人	0人	6人	12.6人									
	健康開発学科	11人	16人	0人	4人	31人	11人	6人	0人	63人	15.1人									
	その他の組織等(高等教育開発センター)	0人	1人	0人	0人	1人	—	—	0人	0人	—人									
	その他の組織等(研究開発センター)	1人	0人	0人	0人	1人	—	—	0人	0人	—人									
	その他の組織等(地域連携センター)	1人	0人	0人	0人	1人	—	—	0人	0人	—人									
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	21人	11人	—	—	—									
	計	51人	77人	0人	33人	161人	75人	39人	0人	111人	—									
	専門職学位課程	学部・学科等の名称	専任教員等							非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考								
		教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員		
		人	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人
		人	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	—	—	—	人	人	人
(大学全体の収容定員に応じた教員数)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	—	—	—
計		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
大学院課程		研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤教員	備考								
			研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計										
		保健医療福祉学研究科・博士前期課程	72人	48人	38人	110人	6人	4人	6人	12人	0人	18人								
		保健医療福祉学研究科・博士後期課程	29人	23人	18人	47人	6人	4人	6人	12人	0人	1人								
計		101人	71人	56人	157人	12人	8人	12人	24人	0人	19人									
専門職学位課程		研究科・専攻等の名称	専任教員							助手	非常勤教員	備考								
			専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数										
			人	人	人	人	—	人	人	人	人	人								
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人									

施設・設備等	区分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考
	校舎敷地面積	—	86368 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	86368 m ²	
校地等	運動場用地	—	15892 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	15892 m ²	
	校地面積計	16050 m ²	102260 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	102260 m ²	
その他	—	—	0 m ²	149 m ²	0 m ²	0 m ²	149 m ²	
	校舎面積計	5151 m ²	48074 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	48074 m ²	
教員研究室	学部・研究科等の名称		室数					
	保健医療福祉学部・保健医療福祉学研究科		158 室					
教室等施設	区分		講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
	教室等施設		36 室	29 室	72 室	3 室		
図書館・図書資料等	図書館等の名称		面積					
	情報センター		2,912 m ²		202 席			
図書館・図書資料等	図書館等の名称		図書[うち外国書]		学術雑誌[うち外国書]		電子ジャーナル[うち国外]	
	情報センター		151,571 [17,575] 冊		2,087 [221] 種		14,928 [13,178] 種	
計	151,571 [17,575] 冊		2,087 [221] 種		14,928 [13,178] 種			
	2,912 m ²		202 席					
体育館	面積		2922 m ²					
	体育館棟		2922 m ²					

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、乗学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき乗学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和7年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
保健医療福祉学部	看護学科	志願者数	634	460	603	354	421	102%	
		合格者数	154	147	147	145	139		
		入学者数(A)	133	134	133	133	132		
		入学定員(B)	130	130	130	130	130		
		入学定員充足率(A/B)	102%	103%	102%	102%	102%		
		在籍学生数(C)	571	579	570	574	550		
		収容定員(D)	560	560	560	560	545		
	収容定員充足率(C/D)	102%	103%	102%	103%	101%			
	理学療法学科	志願者数	179	203	181	108	116	102%	
		合格者数	44	50	44	41	43		
		入学者数(E)	41	42	40	40	41		
		入学定員(F)	40	40	40	40	40		
		入学定員充足率(E/F)	103%	105%	100%	100%	103%		
		在籍学生数(G)	166	165	164	161	161		
		収容定員(H)	160	160	160	160	160		
	収容定員充足率(G/H)	104%	103%	103%	101%	101%			
	作業療法学科	志願者数	146	130	93	84	56	103%	
		合格者数	45	44	46	43	42		
		入学者数(A)	42	41	40	41	42		
		入学定員(B)	40	40	40	40	40		
		入学定員充足率(A/B)	105%	103%	100%	103%	105%		
		在籍学生数(C)	167	167	164	167	162		
		収容定員(D)	160	160	160	160	160		
	収容定員充足率(C/D)	104%	104%	103%	104%	101%			
	社会福祉子ども学科 社会福祉学専攻	志願者数	126	130	119	79	99	104%	
		合格者数	55	63	60	55	55		
		入学者数(E)	51	51	52	54	52		
		入学定員(F)	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率(E/F)	102%	102%	104%	108%	104%		
		在籍学生数(G)	206	207	208	209	210		
収容定員(H)		200	200	200	200	200			
収容定員充足率(G/H)	103%	104%	104%	105%	105%				
社会福祉子ども学科 福祉子ども学専攻	志願者数	103	69	89	61	30	100%		
	合格者数	26	22	20	20	20			
	入学者数(A)	20	20	20	20	20			
	入学定員(B)	20	20	20	20	20			
	入学定員充足率(A/B)	100%	100%	100%	100%	100%			
	在籍学生数(C)	80	81	80	80	80			
	収容定員(D)	80	80	80	80	80			
収容定員充足率(C/D)	100%	101%	100%	100%	100%				
健康開発学科 健康情報学専攻 (2024まで健康行動科学専攻)	志願者数	135	197	131	59	164	104%		
	合格者数	56	66	67	50	51			
	入学者数(E)	47	46	46	47	47			
	入学定員(F)	45	45	45	45	45			
	入学定員充足率(E/F)	104%	102%	102%	104%	104%			
	在籍学生数(G)	185	187	184	187	186			
	収容定員(H)	180	180	180	180	180			
収容定員充足率(G/H)	103%	104%	102%	104%	103%				
健康開発学科 検査技術科学専攻	志願者数	202	195	179	127	113	102%		
	合格者数	42	45	42	41	41			
	入学者数(A)	41	41	40	40	41			
	入学定員(B)	40	40	40	40	40			
	入学定員充足率(A/B)	103%	103%	100%	100%	103%			
	在籍学生数(C)	162	162	163	165	162			
	収容定員(D)	160	160	160	160	160			
収容定員充足率(C/D)	101%	101%	102%	103%	101%				
健康開発学科 口腔保健科学専攻	志願者数	124	75	136	55	54	102%		
	合格者数	37	35	34	32	30			
	入学者数(E)	31	30	30	32	30			
	入学定員(F)	30	30	30	30	30			
	入学定員充足率(E/F)	103%	100%	100%	107%	100%			
	在籍学生数(G)	123	123	122	122	121			
	収容定員(H)	120	120	120	120	120			
収容定員充足率(G/H)	103%	103%	102%	102%	101%				
保健医療福祉学部 合計	志願者数	1,649	1,459	1,531	927	1,053	102%		
	合格者数	459	472	460	427	421			
	入学者数(I)	406	405	401	407	405			
	入学定員(J)	395	395	395	395	395			
	入学定員充足率(I/J)	103%	103%	102%	103%	103%			
	在籍学生数(K)	1,660	1,671	1,655	1,665	1,632			
	収容定員(L)	1,620	1,620	1,620	1,620	1,605			
収容定員充足率(K/L)	102%	103%	102%	103%	102%				

<編入学>

学部名	学科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	備考
保健医療福祉学部	看護学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)	20	20	18	19	3	
		入学定員(3年次)	20	20	20	20	5	
		入学者数(4年次)						
	社会福祉子ども学科 社会福祉学専攻	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)	2	2	2	2	-	
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	-	
		入学者数(4年次)						
保健医療福祉学部 合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	22	22	20	21	3		
	入学定員(3年次)	20	20	20	20	5		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

研究科名	課程	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
保健医療福祉学研究科	博士前期課程	志願者数	33	27	38	30	40	122%	
		合格者数	22	24	30	27	37		
		入学者数(E)	22	24	30	27	37		
		入学定員(F)	20	20	20	20	38		
		入学定員充足率(E/F)	110%	120%	150%	135%	97%		
	博士後期課程	在籍学生数(G)	59	58	65	68	76	150%	
		収容定員(H)	40	40	40	40	58		
		収容定員充足率(G/H)	148%	145%	163%	170%	131%		
		志願者数	8	13	10	12	14		
		合格者数	8	10	10	11	8		
保健医療福祉学研究科 合計	合計	入学者数(E)	8	10	10	11	8	129%	
		入学定員(F)	6	6	6	6	8		
		入学定員充足率(E/F)	133%	167%	167%	183%	100%		
		在籍学生数(K)	33	35	35	40	43		
		収容定員(L)	18	18	18	18	20		
		収容定員充足率(K/L)	183%	194%	194%	222%	215%		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合とってください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(編入学)の表ではない方の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。